

令和6年度入札契約改善推進事業報告会

日 時：令和7年3月21日（金）10時00分～11時30分

場 所：WEB配信（Microsoft Teams）

議 事 次 第

開会挨拶

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 入札契約改善推進事業について | 資料1 |
| 2. 令和6年度事業の取組結果 | |
| ・ 愛知県豊橋市における取組事例の紹介（国交省、豊橋市） | 資料2 |
| ・ 長野県上田市における取組事例の紹介（国交省、上田市） | 資料3 |
| ・ 佐賀県伊万里市における取組事例の紹介（国交省、伊万里市） | 資料4 |
| 3. 令和7年度事業について | 資料5 |
| 4. 入札契約適正化に係る相談窓口 | 資料6 |

入札契約改善推進事業について

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 入札制度企画指導室
令和7年3月21日

1 モデル事業の取組み背景

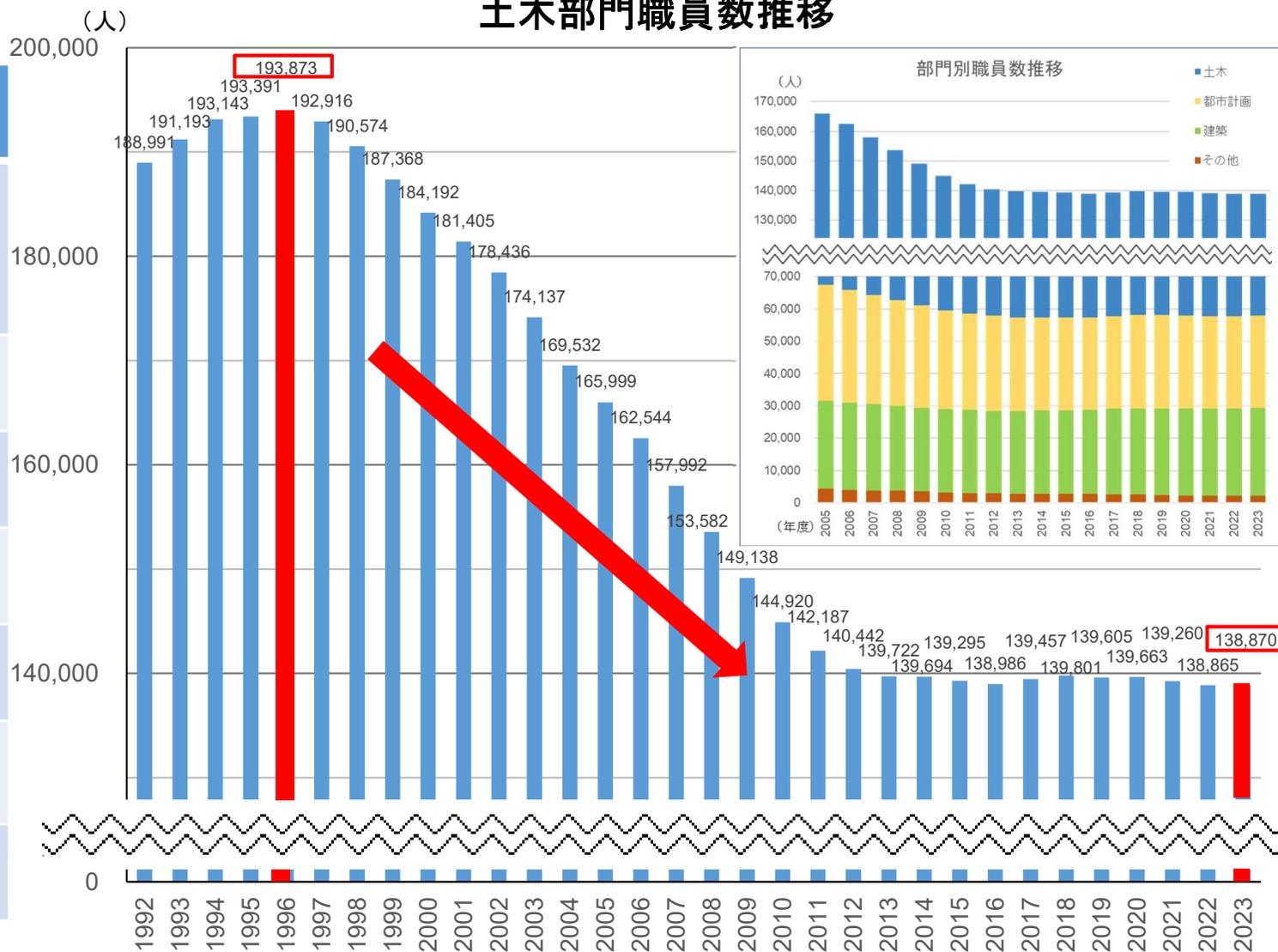
公共工事の発注者の現状(土木部門職員数)

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、ピーク時(H8年度)から約28%減少している。
 (土木部門職員数の内訳:土木、都市計画、建築等)

部門別の職員数と増減状況

区分		1996年度	2023年度 (1996年度比)
普通 会計	一般行政 【うち土木】	1,174,547 【193,873】	942,283 (▲19.8) 【138,870】 (▲28.3)
	教育	1,263,616	1,066,063 (▲15.6)
	警察	255,295	287,904 (11.3)
	消防	149,640	163,802 (10.9)
	計	2,843,098	2,460,052 (▲13.5)
公営企業等会計		431,383	341,544 (▲20.8)
合計		3,274,481	2,801,596 (▲14.4)

土木部門職員数推移



※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等
 ※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

出所:総務省「地方公共団体定員管理調査」

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進 ・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定） ・測量業の登録に係る暴力団排除規定³等

○公共工事の品質確保の促進に関する法律では、**多様な入札及び契約からの適切な方法の選択と発注関係事務を適切に実施することができる者の活用**について、規定されている。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（公共工事品確法）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（**令和六年**法律第五十四号）

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事等の性格、地域の実情等に応じこの節に定める方式その他多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

第二十二條 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすること、**職員の不足**その他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により**発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない**。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）

発注関係事務の運用に関する指針（**令和七年二月三日改正**）公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議

IV. **多様な入札契約方式の選択・活用**

1 工事 ※2測量、調査及び設計 にも同様な記述有

1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

(c) 発注者の支援対象範囲に応じた契約方式

○**CM方式 ※** 建設生産にかかわるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行う方式

※ 例えば、「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)」(国土交通省)、「**地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン**」(国土交通省)、「**CM方式活用事例集**」(国土交通省)を参照すること。

2 モデル事業の概要

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000102.html

事業の目的

- 発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を支援、入札契約制度等の改善を支援
(H26～29：多様な入札契約方式モデル事業、 H30～：入札契約改善推進事業)
- 支援による成果を、他の地方公共団体に展開

事業のスキーム

- 有識者と国土交通省が連携し、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体が実施を計画している事業からモデルとなる事業を選定し、**専門的知見を有する支援事業者を派遣**
- 支援事業者による発注支援を通して得られた知見と成果を全国に展開

事業の運営フロー

モデル事業の募集 対象：都道府県又は市区町村 対象事業：全ての公共工事

モデル事業の選定 ① 先進性（過去の採用事例は少ないが、将来効果的である可能性が高いこと）
② 汎用性（今後、多くの地方公共団体での適用が可能であること）
③ 実現性（対象事業の工程等が明確となっている）
3月中旬

支援事業者の選定 6月頃

モデル事業の支援 7月頃～翌年3月上旬

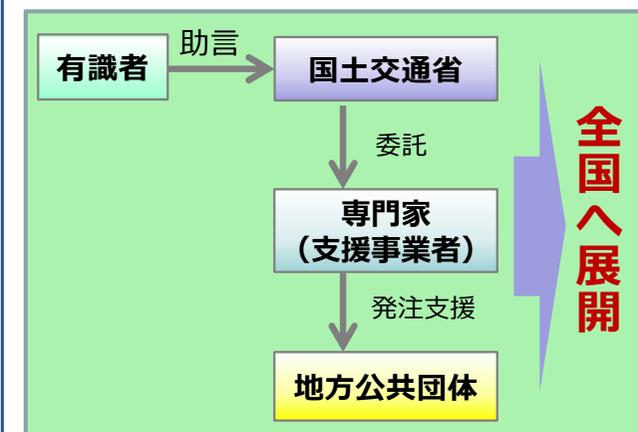
事業ごとの支援フロー構築
円滑な事業推進支援

- 1 応募事業の目的、進捗状況の確認
- 2 発注者が抱える課題の整理と、技術的な検証
- 3 課題を解決するための入札契約方法の検討
- 4 課題解決や、発注のための資料作成等の実際的な支援
 - ・議会説明用資料作成支援
 - ・事業全体の課題整理
 - ・リスクの整理
 - ・公募資料の作成支援 など

モニタリングとフィードバック 応募者からの意見聴取 等

応募者による事業推進

有識者による専門的見地からの助言



「多様な入札契約方式モデル事業」リーフレット & 事例集第2版 (2019年3月)
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000174.html

多様な 入札契約方式の 活用に向けて 【第2版】

国土交通省では、品確法の趣旨が自治体レベルでも広く浸透し、地方公共団体が抱える様々な事業の課題解決に最適な入札契約方式が選定されるよう、他地域への水平展開が期待される事業を対象に、平成26～29年度の4カ年にかけて、多様な入札契約方式モデル事業を実施しました。

このリーフレットには、これまでの4ヶ年のモデル事業における地方公共団体への発注者支援の取組みを紹介するとともに、実際にモデル事業の支援を受けた地方公共団体の声や、モデル事業委員会からのメッセージを掲載しています。

全国の地方公共団体が地域の実情や工事の性格等に応じて最も相応しい入札契約方式の選択・活用が図られるよう、このリーフレットが今後の他事業のヒントになれば幸いです。

2017
 多様な入札契約方式モデル事業選定・推進委員会
 【2019.3月改訂】

活用事例①

現発注者体制において不足している機能を抽出し過不足ないCM業務範囲の設定
 『ギャップ分析』により発注者機能を分析し役割分担表で明確化

地方公共団体	支援対象事業	契約方式	支援開始時の事業段階
清瀬市 (東京都)	庁舎建設事業	設計・施工分離+CM方式	基本計画(案)完了段階
府中市 (東京都)	庁舎建設事業	設計・施工分離+CM方式	基本設計段階 (基本・実施設計委託契約)

応募事業の概要

事業名称	清瀬市 新庁舎建設事業	府中市 新庁舎建設事業
構造・規模	延床面積 約 10,000㎡	延床面積 約 30,000㎡
事業費 (予定)	約50.8億円	約177.1億円
事業完了予定	平成34年度 供用開始予定	平成39年度 竣工予定

地方公共団体の課題やニーズ

- ・ 庁舎建設事業の経験がなく、事業のマネジメント全体に不安。
- ・ 他にも建築関係の事業があり、建築系職員が不足。
- ・ CM方式を導入したいが、議会等の関係者へのオーソライズが必要。

ソリューション (解決方法) の提案

- ・ CM方式導入にあたり、先行事例調査を実施し、関係者間説明資料作成を提案。
- ・ CM方式導入にあたり、必要な業務範囲を設定するため、ギャップ分析により、現体制で不足している機能の抽出をすることを提案。
- ・ ギャップ分析で設定した業務内容に基づき役割分担を明確化することを提案。



得られた効果

- ・ CM方式活用による技術的支援により、迅速な判断が可能となった。
- ・ 発注者に必要な役割と現在の発注者の体制で対応可能な役割が明確化され、CM方式の導入による発注者体制の補完の範囲がより明確になった。
- ・ CM方式導入への理解を得ることが出来た。



平成26～令和6年度入札契約改善推進事業の支援概要

年度	自治体名	事業名	入札契約方式					
			設計施工分離	DB (設計・施工一括 発注方式)	技術提案・交渉方式		CM方式	その他
					技術協力・施工タイプ	設計交渉・施工タイプ		
H26	大仙市（秋田県）	除雪業務						地域維持型方式
	宮城県	除雪業務						地域維持型方式
	相模原市（神奈川県）	下水道管敷設事業		●				総合評価方式（高度技術提案型）
	新城市（愛知県）	新城市庁舎建設事業			●			
	大阪府	施設の軽微な補修事業						補修工事マニュアル、標準仕様
H27	水戸市（茨城県）	体育館建設事業			●		●	
	四日市市（三重県）	体育館建設事業			●		●	
	清瀬市（東京都）	新庁舎建設事業	●				●	
	府中市（東京都）	新庁舎建設事業	●				●	
	島田市（静岡県）	新病院建設事業	●				●	
H28	小田原市（神奈川県）	市民ホール建設事業				●	●	
	野洲市（滋賀県）	病院建設事業	●					
	中土佐町（高知県）	新庁舎等建設事業	●					
	高松市（香川県）	給食センター建設事業			●			
	善通寺市（香川県）	新庁舎建設事業	●	●			●	
H29	板橋区（東京都）	小中学校等空調設備一斉更新事業						維持管理、機器支給、コストオン方式
	上田市（長野県）	庁舎改修・改築事業		●	●		●	
	桜井市（奈良県）	新庁舎建設事業				●	●	
	徳島県・美波町（徳島県） ※共同申請	大規模災害を想定した 復旧・復興事前検討事業						各段階における入札契約方式の備え

平成26～令和6年度入札契約改善推進事業の支援概要

年度	自治体名	事業名	入札契約方式				CM方式	その他
			設計施工分離	DB (設計・施工一括 発注方式)	技術提案・交渉方式			
					技術協力・施工タイプ	設計交渉・施工タイプ		
H30	愛川町（神奈川県）	施工時期等の平準化検討事業、地域の担い手確保対策検討事業						平準化施策、地域企業育成成型発注
	むつ市（青森県）	道路除排雪に係る改善検討事業						効率化の提案
	四万十市（高知県）	文化複合施設整備事業	●					
	横須賀市（神奈川県）	こども園整備事業		●			●	
H31	調布市（東京都）	施工時期等の平準化事業						平準化の推進
	渋谷区（東京都）	猿楽橋架替に伴う擁壁等更新事業			●		●	
	四日市（三重県）	近鉄四日市駅周辺等整備事業			●		●	
R2	入善町（富山県）	海洋深層水取水設備整備事業				●	●	
R3	岡山県	公共工事入札契約改善勉強会						県内市町村参加による勉強会の開催
	葛城市（奈良県）	入札契約適正化の検討						入札契約適正化全般の改善検討
R4	中富良野町（北海道）	中富良野小・中学校改築事業、入札契約制度改善	●					入札契約適正化全般の改善検討
	柏崎市（新潟県）	用途廃止公共建築物解体事業						標準モデル案の作成
	津南町（新潟県）	津南町立ひまわり保育園増築事業	●				●	
R5	大和高田市（奈良県）	大和高田市立病院建設事業						整備パターンごとの各入札契約方式の特性整理
	沖縄県	橋梁補修事業、電線共同溝事業			●		●	
R6	豊橋市（愛知県）	科学教育施設整備事業	●					
	上田市（長野県）	道路維持管理の包括的民間委託事業						包括的維持管理業務
	伊万里市（佐賀県）	包括的維持管理業務モデル事業						包括的維持管理業務

令和6年度入札契約改善推進事業の概要

事業名称	科学教育施設整備事業	包括的維持管理業務モデル事業
支援事業者	阪急コンストラクション・マネジメント株式会社	株式会社建設技術研究所
対象団体	愛知県豊橋市	長野県上田市、佐賀県伊万里市
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した<u>科学教育センターを自然史博物館の隣接地に移転(増築)</u>を計画 ○同時に、<u>自然史博物館の長寿命化改修工事を行い一体的な維持管理</u>を実施 	<p><長野県上田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>道路維持管理及び除融雪業務の包括的民間委託</u>により、業務の効率化、コスト削減、年間施工量の平準化の検討 <p><佐賀県伊万里市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>複数業務の包括発注や施工時期の平準化</u>、小規模工事への性能発注の導入検討
応募時の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備事業の推進を事務職や学芸員で対応しているため、技術職員が不足 ○R6年度に基本計画の策定を予定しており、最適な整備手法の検討が必要 ○PPP/PFIの導入検討(※)にあたり、同種の導入事例が見つからず、導入効果の試算、規模、想定事業費等の検討が進んでいない (※市では一定規模以上の事業はPPP/PFI導入検討が必要) 	<p><長野県上田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○就業者の高齢化と人手不足、また市の技術職員も不足 ○地域の建設業団体から市全域を対象とした委託化の要望はあるが、市議会や市民の理解を深める必要がある <p><佐賀県伊万里市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の技術職員不足に伴い発注事務負担の増加 ○発注ロットが小さく非効率であり事業者利益が確保できない ○入札参加者が少なく、不調・不落のリスクが高い
事業のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○本事業の<u>サウンディング調査をおこない、プロジェクトに最適な入札契約方式や事業実施体制</u>を整備 ○<u>入札契約方式や事業実施体制を導入する上で、必要な支援を実施</u>(他自治体の事例収集、庁内における検討・意志決定に必要な資料提供、発注図書の作成 等) ○R6年度中に<u>PPP/PFIの導入可否の判断</u> 	<p><佐賀県伊万里市、長野県上田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ○R6年度:複数業務包括発注検討、R7年度:事業実施予定 ○<u>維持管理業務の現状整理と市職員へのヒアリング調査および地元企業へサウンディング調査(アンケート)の実施</u> ○<u>包括的民間委託の実施に向けた支援</u>(課題整理、実施手順の検討、庁内における検討・意志決定に必要な資料提供、発注図書作成支援 等)

愛知県豊橋市における取組事例の紹介 (豊橋市 科学教育の拠点整備事業)

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課 入札制度企画指導室
令和7年3月

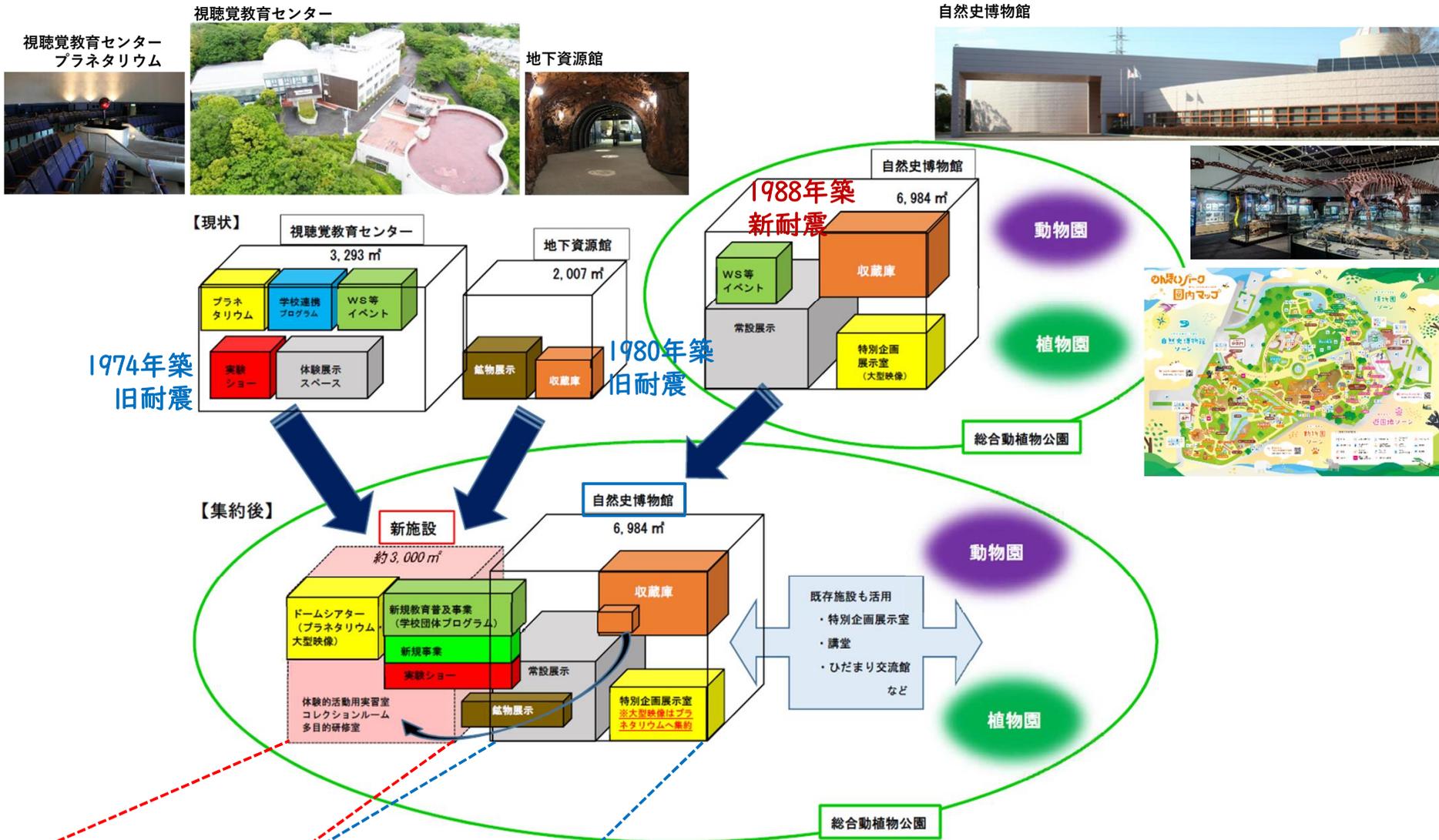
支援事業者：阪急コンストラクション・マネジメント(株)

1.想定事業概要	・・・03
2.事業推進支援_内容詳細	
2-① 参考事例調査	・・・09
2-② 官民区分整理	・・・09
2-③ 市場調査・PFI定性評価	・・・13
2-④ 業務項目整理	・・・18
3.技術支援_内容詳細	
3-① 博物館改修項目確認	・・・20
3-② 現地確認	・・・20
2-③-a 超概算事業費の算出	・・・23
2-③-b 簡易VFM算出とPFI定量評価	・・・26
4.今後に向けての支援	
設計施工分離方式の不調不落対策	・・・29

1. 想定事業概要

■ 本事業（既存施設再整備）のイメージ

※豊橋市からの受領資料をもとに支援事業者が作成



■ PFI事業を想定した場合の官民業務区分			
科学教育施設 (新設)		自然史博物館 (改修)	
1~2F建て想定 約3000m ²		2F建て 6984m ²	
設計・建設	民間	設計・建設	民間
維持管理	民間	維持管理	民間
運営	官民協働	運営	官民協働
その他 のんほいパークの他の施設等に 係る業務はありません			

全国初で唯一の
複合型科学教育普及施設へ

※豊橋市からの受領資料をもとに支援事業者が作成

■ 本事業の基本方針

科学教育の拠点整備について

<目指す施設のあり方>

豊橋市の強みを生かしながら、**より多くの人々へ質の高い科学教育を提供する。**

<施設整備の方針>

地学・生物学・物理学・化学・天文学といった分野を網羅した科学教育を一か所で展開できるよう**総合動植物公園内に機能を集約し、ハード・ソフトの機能を最適化した新たな施設**を自然史博物館**隣接地へ建設**する。

科学教育における豊橋市の“強み”

- ・各分野のハイレベルな人材
学芸員（博士）、獣医、動物研究員、飼育員、ボランティアなど
専門知識を有する人材
- ・充実した設備・資料
プラネタリウム、展示資料、収蔵資料、生きた動植物
- ・強力なコンテンツを回すノウハウ
毎年開催の特別企画展、ポケモン化石博物館の成功
- ・動植物園と自然史博物館が既に揃った総合動植物公園がある

“強み”を活かした新科学教育施設の役割

- ・分野横断型の高度な教育プログラム
専門家の指導を受けられる教育プログラムの実装
- ・好奇心をくすぐるコンテンツで幅広い世代へアプローチ
最先端の研究に基づく、新しく面白い科学コンテンツ
- ・シンクタンクとして社会課題解決に貢献
専門家の知識を活かし、他課や民間企業とも連携して課題解決に臨む
(外来種問題など)

全国初で唯一の複合型科学教育普及施設となり、**質の高い学び場の提供、未来を担う人材の育成が可能**となる

<本計画の位置づけ>

- 第6次豊橋市総合計画 ⇒ 政策：「科学教育の推進」 基本方針：科学を学び親しむ機会の充実、科学教育環境の充実
- 第2次教育振興基本計画 ⇒ 取り組みの柱：科学教育プログラムの充実、科学教育の拠点機能の向上

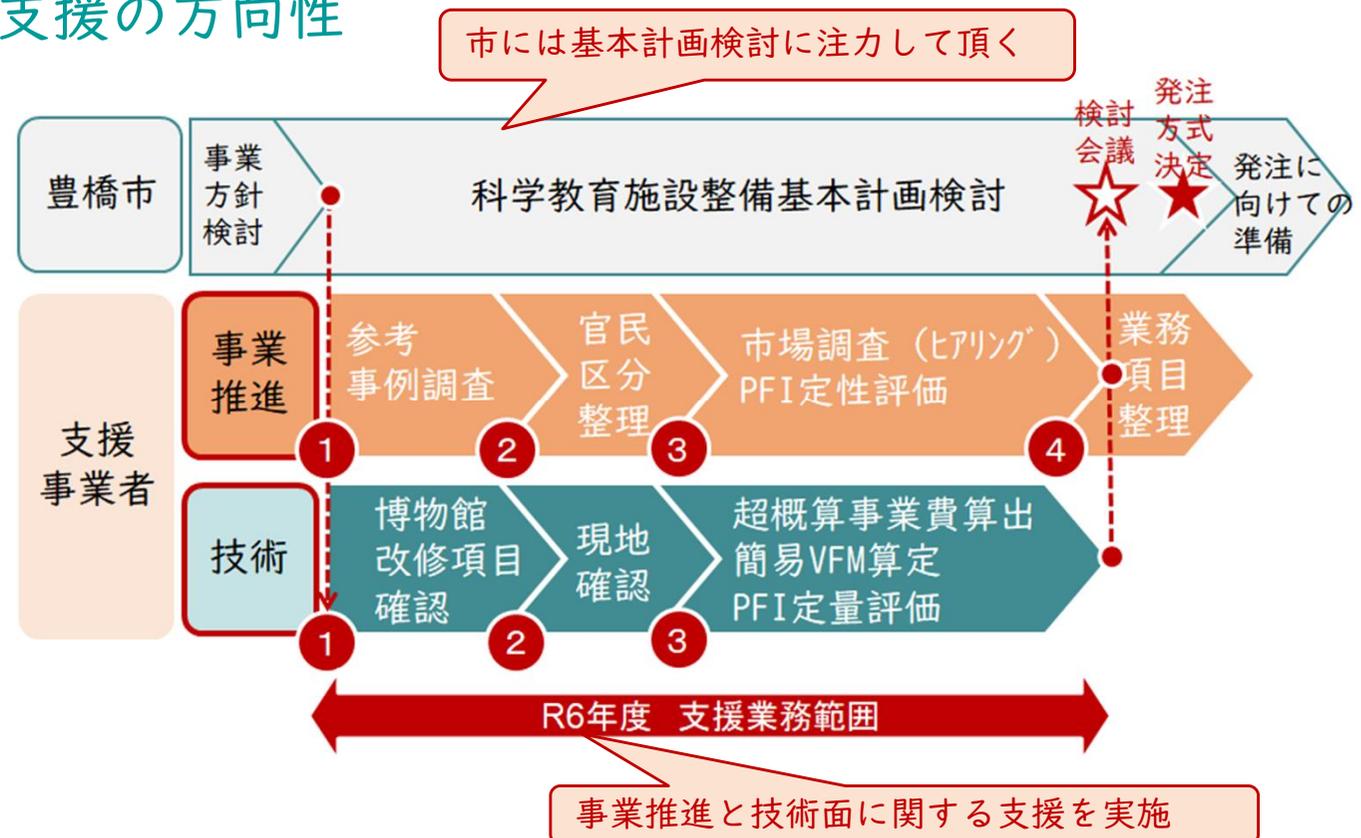
1. 想定事業概要

■現状の課題

- 本事業は事業費の総額が10億円以上の公共施設等の整備等に該当するため、「豊橋市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づく検討が必要である。
- 「新築（科学教育の拠点整備）＋長寿命化改修」の複合事例として適当な事例が見当たらず、その手法検討が進んでいない。
- 技術職員が配置されておらず、老朽化した施設の維持管理業務や整備事業推進を事務職や学芸員で対応しており、本来の業務に支障をきたしているため、整備事業や「新築＋改修」後の施設維持管理に民間活力を活用したい。

■事業の検討フローと支援の方向性

- 豊橋市には、基本計画策定に注力して頂ける環境を提供できるように努めた。
- 本事業の官民区分整理や各種調査業務など事業推進上の支援と、事業費や簡易VFM把握のための技術的支援の2本柱で対応。
- その上でコンサルとしてのPFI可否評価を、市の検討会議開催時期までに実施。



1. 想定事業概要

■ 豊橋市のPFI実績の確認（市HPより）

■ 豊橋市PFI案件（市のHPより）

入札公告時期	事業名	所管課	主な用途	状況
2005年5月	豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業	健康増進課	温水プール等	事業終了
2007年4月	保健所・保健センター等整備・運営事業	保健医療企画課	保健センター等	モニタリング中
2008年4月	豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業	保健給食課	給食センター	モニタリング中
2009年10月	芸術文化交流施設整備等事業 (穂の国とよはし芸術劇場 プラット)	「文化のまち」づくり課	ホール 市民活動エリア	モニタリング中
2014年4月	豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業	上下水道局総務課 ゼロカーボンシティ推進課	受入前処理棟他	モニタリング中
2018年4月	豊橋市斎場整備・運営事業	福祉政策課	斎場	モニタリング中
2019年2月	豊橋市学校給食共同調理場の再整備事業	保健給食課	給食センター	モニタリング中
2023年10月	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業	多目的屋内施設整備推進室	体育施設	契約締結済

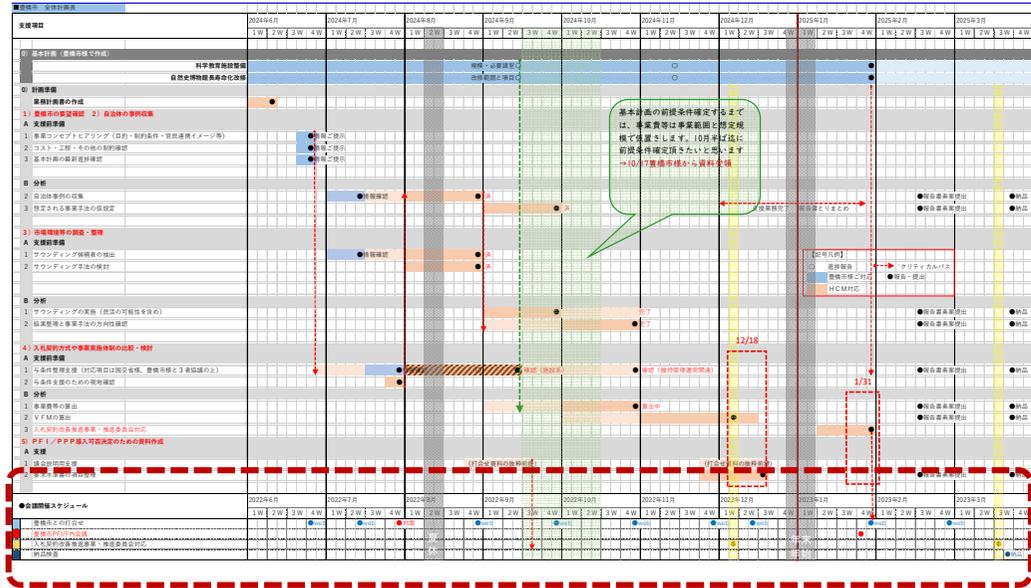
■ 優先的検討規定に基づきPFI事業としなかったもの

公表時期	事業名	所管課	主な用途	状況
2024年7月	豊橋総合スポーツ公園B地区野球場整備基本計画	公園緑地課	野球場	PFI事業不採用



- 豊橋市は早期からのPFI事業実績があるが、施設用途や事業の所管課は多岐にわたっている様子。
- 本事業の所管課ではPFI事業実績はなし。

豊橋市との情報共有や検討の進め方



期	期日	内容	実施日時	開催	内容	期日	期日
1	26/10/2	【4月開催予定】 10/17日に交際した計画案に対し、建設費削減などを実現する施策（仮称）を豊橋市に検討していただく機会を設けています。	10/17	豊橋市	10/17日に交際した計画案に対し、建設費削減などの実現するための具体的な検討項目を共有しています。	2023年10月17日	2023年10月17日
2	26/10/2	【5月開催予定】 10/17日に交際した計画案に対し、建設費削減などを実現する施策（仮称）を豊橋市に検討していただく機会を設けています。	10/17	豊橋市	10/17日に交際した計画案に対し、建設費削減などの実現するための具体的な検討項目を共有しています。	2023年10月17日	2023年10月17日
3	26/10/2	【6月開催予定】 10/17日に交際した計画案に対し、建設費削減などを実現する施策（仮称）を豊橋市に検討していただく機会を設けています。	10/17	豊橋市	10/17日に交際した計画案に対し、建設費削減などの実現するための具体的な検討項目を共有しています。	2023年10月17日	2023年10月17日
4	26/10/2	【7月開催予定】 10/17日に交際した計画案に対し、建設費削減などを実現する施策（仮称）を豊橋市に検討していただく機会を設けています。	10/17	豊橋市	10/17日に交際した計画案に対し、建設費削減などの実現するための具体的な検討項目を共有しています。	2023年10月17日	2023年10月17日
5	26/10/2	【8月開催予定】 10/17日に交際した計画案に対し、建設費削減などを実現する施策（仮称）を豊橋市に検討していただく機会を設けています。	10/17	豊橋市	10/17日に交際した計画案に対し、建設費削減などの実現するための具体的な検討項目を共有しています。	2023年10月17日	2023年10月17日
6	26/10/2	【9月開催予定】 10/17日に交際した計画案に対し、建設費削減などを実現する施策（仮称）を豊橋市に検討していただく機会を設けています。	10/17	豊橋市	10/17日に交交した計画案に対し、建設費削減などの実現するための具体的な検討項目を共有しています。	2023年10月17日	2023年10月17日
7	26/10/2	【10月開催予定】 10/17日に交交した計画案に対し、建設費削減などを実現する施策（仮称）を豊橋市に検討していただく機会を設けています。	10/17	豊橋市	10/17日に交交した計画案に対し、建設費削減などの実現するための具体的な検討項目を共有しています。	2023年10月17日	2023年10月17日
8	26/10/2	【11月開催予定】 10/17日に交交した計画案に対し、建設費削減などを実現する施策（仮称）を豊橋市に検討していただく機会を設けています。	10/17	豊橋市	10/17日に交交した計画案に対し、建設費削減などの実現するための具体的な検討項目を共有しています。	2023年10月17日	2023年10月17日
9	26/10/2	【12月開催予定】 10/17日に交交した計画案に対し、建設費削減などを実現する施策（仮称）を豊橋市に検討していただく機会を設けています。	10/17	豊橋市	10/17日に交交した計画案に対し、建設費削減などの実現するための具体的な検討項目を共有しています。	2023年10月17日	2023年10月17日

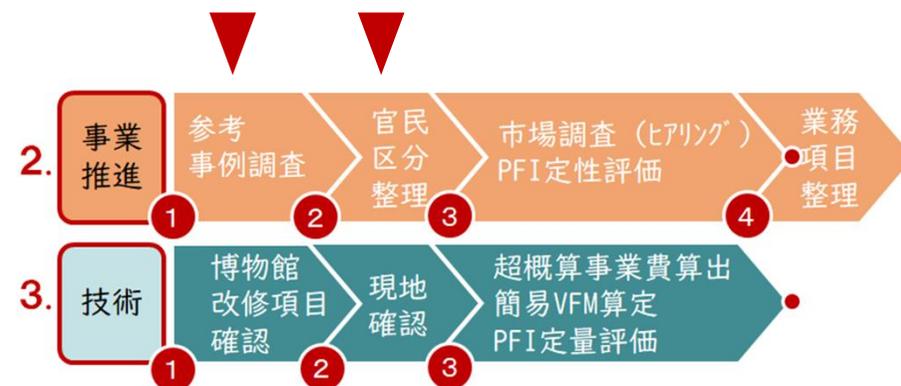
- 全10回の定例会議（WEB9回、現地1回）と、1回の分科会開催で情報共有実施。
- 会議開催時は概ね以下の構成で資料を提示。
 - ・ 議事次第、前回議事録
 - ・ 検討資料
 - ・ 概要説明パワポ（資料多の時）

- 会議体で確認しきれない詳細の質問・確認項目についてはタスクリストにまとめ、市一支援事業者間の検討進捗がわかるように努めた。

2.事業推進支援_内容詳細

2-①. 参考事例調査

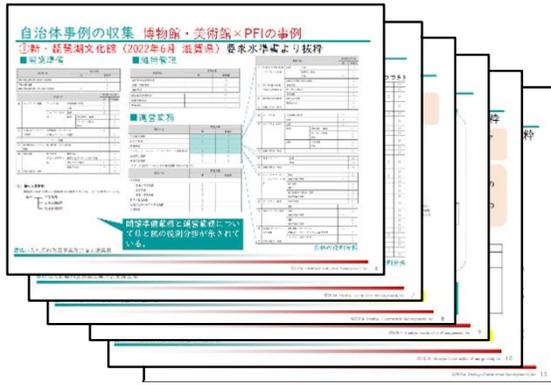
2-②. 官民区分整理



【博物館・美術館PFI】

- 共通点の多い事業の要求水準書を分析し、運営業務の官民区分を深堀
- 事例を参考にしながら、官民区分の市の意向を整理

・ 官民区分を分析し報告



①学芸業務は**官**で実施の例が多い

②広報・集客・総務等は（部分的なものも含め）**民**に委託している事例も多い

③飲食・物販等は**民**に委託の例が多い

④自主事業を**民**に求める際には、限定された運営実績ある企業を含むSPC組成を促すことが必要

・ 運営業務リストを抽出

・ 本事業の官民区分を整理

業務内容	業務区分		備考
	市	事業者	
利用者対応に関する業務			
受付案内等に関する業務		○	窓口業務（利用者案内・館内案内・企画展のチケット確認等の業務、イベント・実験ショーなどの受付・誘導）などを担当
施設の利用、貸出等に関する業務	○		貸出許可や貸出金などの貸出管理手続き
収受業務		○	工賃キット、ワークショップなどに係る現金収納業務
		○	書籍の受け渡しやレジ等を用いた現金受渡し業務
事業に関する業務			
施設展示	○		展示内容の決定など
設備保守点検等	○		経費の管理、保守点検
実施主体	○		主たる実施主体
教育普及		○	事業実施当日の対応などの補助業務 【事業者に期待する事項】 事業者提案により未実施期間やスペースでの事業実施や、関連事業の実施も可とし、その収益は事業者収入とする。ただし、事業者提案可能な週末はほぼ見込めない
博物館資料の収集・保存	○		主たる実施主体
特別企画展等		○	企画展当日の対応などの補助業務 【事業者に期待する事項】 事業者提案により、市の事業未実施期間における自主事業の実施。 良い事業者提案の場合、市と協議の上、市の事業に変わって実施することもできることとする。その場合、事業者はアゲリア提供のみとするか、自主事業と協業つけて経費も収益も事業者のものとするか、コンテンツによりケースバイケースと思われ事業者意見を参考としたい。事業者提案期間は2か月/年程度
広報・集客に関する業務			
広報・集客業務	○		主な広報内容などを指示
実施主体	○		具体的な広報手法などの検討を含め実施
館内サービスに関する業務			
ミュージアムショップ運営		○	自然史博物館においては、現在も動物公園内の他の売店とともに民間事業者が運営、新施設において物販業務を行う場合も、その収益は事業者収入とする。

学芸業務
官

広報・集客・総務等は
主が官・副が民

物販は**民**

企画等も
主が官 副が民

【市の意向】

・ 市場調査でのポイントを整理

運営企業の参画意欲が高まる業務区分は？

市の運営イメージの場合の参画は可能か？

本事業の規模感での参画意欲は？

参画意欲が沸きやすい事業方式は？

本立地における自主事業の可能性について。

【改修 (R0) PFI】

- 2020年以降のR0 + BT0の事例を深掘し、改修：新設のボリューム比率を把握
- 元設計者・施工者の優位性などについても確認

・ 事業の傾向を分析し報告



■ 事業全体における改修部分の規模感

① 既存改修部より、新設や自主提案施設部が多い事例は、運営部分のボリュームが大の傾向

■ 元設計者・施工者の優位性 (既存図はある前提)

② 諸室レイアウト変更に伴う、軽微な間仕切り改修やそれに伴う設備更新などが主の改修の場合は、元設計・施工の優位性うすい。

③ 改修内容を基本設計で明示した場合は、元設計・施工の優位性うすい。
(例・福岡市美術館)

④ 外皮・雨漏・内装・破損等に係る多様な改修を性能発注とすると、リスクと映る→元設計・施工の優位性有
(例：名古屋国際会議場)

・ 本事業の想定を整理

新設部分
約3000㎡

改修部分
約7000㎡

主な改修内容として屋上・外壁(サッシ)の防水、トイレ改修、不具合がある建築設備・機械設備の更新、照明器具のLED化、特定天井の解消

市の想定整備内容

・ 市場調査でのポイントを整理

改修規模や内容を踏まえた事業への参画意欲は？

改修+新設事業ひとつにするものの留意点はあるか？

改修内容についての条件提示の要望について(性能発注で可能か、基本設計レベル必要か)

希望の事業方式は？

2.事業推進支援_内容詳細

2-③. 市場調査・PFI定性評価



- 豊橋市のPFI実績や博物館PFI実績等のある企業を中心に、設計・建設・維持管理・運営企業等計8社にヒアリングを実施。
- 本事業への関心の有無、事業者として望ましい発注方式や要件等を調査。

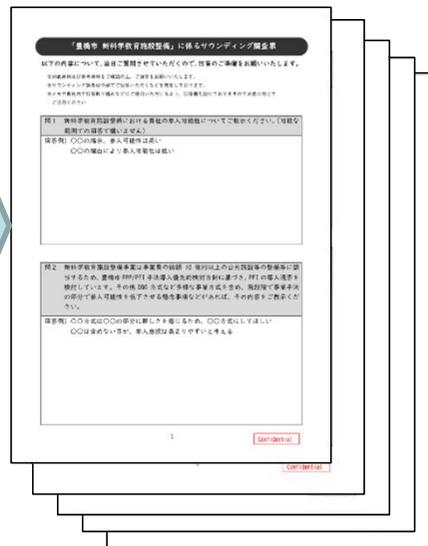
■ ヒアリングの調査フロー



■ ロングリスト

- ・ 設計企業 × 2社
- ・ 建設企業 × 2社
- ・ 維持管理企業 × 1社
- ・ 運営企業 × 2社
- ・ リース企業 × 1社

■ ヒアリング用帳票



■ ヒアリング 議事録



× 8社分

■ 分析レポート

ヒアリング報告 調査結果 (計1社)

- 本事業への関心の有無
- ・ 8社中6社が、関心があると答え、残る2社は条件付きの関心のよ様な中間的な表現であった。
- ・ 中間的な回答の2社については、事前情報が限定的なため、現時点では判断がつかないといったこと、あるいは業務が想定される時期が不明確な中で、繁忙度に左右されるといった回答であった。

企業カテゴリ	関心あり	中間	関心なし
設計企業 (2社)	1	1	
建設企業 (2社)	1	1	
維持管理企業 (1社)	1		
運営企業 (2社)	2		
リース関連企業 (1社)	1		

※ 中間：条件付きでの関心や、現時点では不確との回答

- 設計・建設企業の参画意欲や、企業の考える懸念点・意見等を抽出
- 維持管理・運営企業の参画意欲や、企業の考える懸念点・意見等を抽出

設計・建設企業は不安定な建設市場や、改修を含む事業内容からPFI及び性能発注的な発注方式に否定的な傾向が強い

カテゴリ	PFI	従来発注（分離）		DB	リース方式
		設計業務	建設業務		
設計企業1	×	○		×	
設計企業2	×	○		×	
建設企業1	×		○	×	
建設企業2	×		×	○	
リース関連企業（1社）	○		×		○

※凡例：○参入可 ×参入難

維持管理・運営企業は採算性や内容次第であることは前提の上で、PFI事業対応可能である

カテゴリ	PFI	指定管理者		包括的民間委託	従来発注（分離）	
		維持管理	運営	維持管理	維持管理	運営
維持管理企業	○	△		△	△	
運営企業1	×		○			○
運営企業2	○		○			○

※凡例：○参入可 △検討可 ×参入難

★PFI事業ではPFIにおけるSPCのコンソーシアム組成上の代表企業が必要

→事業費割合的に代表企業は建設企業の可能性高い

→建設企業は本件でのPFI事業に否定的

→設計・建設業務段階だけで責務を全うできる方式の要望

■本事業の特徴を踏まえたPFI事業の有効性を分析

①既存改修事業と新設事業の混在

- 既存改修事業は、建築的な制約のもと設計・施工する必要がある。
- 改修部の要求水準は、建築的・法的に合致した詳細なもの（基本設計程度）が必要
- 新設部と既存部で、業務・責任区分の線引き複雑化が予想される

施設整備（新設・改修）における民間事業者の創意工夫の余地が少ない。

②博物館・科学教育施設という特殊性

- プラネタリウムや各種展示関連の維持管理・運営業務など、対応可能な企業が非常に限定的であり、それらの獲得可否がコンソーシアム組成に大きく影響する。
- ハード・ソフト面通じて、市の学芸員の要望反映や調整が重要な施設用途との認識がある。【市の意向】

施設整備・維持管理・運営における責任区分や官民業務区分の複雑化が予想される。

③運営の基幹業務は直営である

- 常設展示、教育普及、博物館資料の収集・保存、特別企画展等の実施主体は市を想定している。マネジメントを民間委託の予定はない。【市の意向】
- 維持管理及び、運営の補助業務や一部自主事業は民間であるが民が提案できる範囲や期間が限定的である。【市の意向】

維持管理・運営（新設・改修）における民間事業者の創意工夫の余地が少ない。

④民間収益施設の導入余地が限定的である

- あくまで科学教育施設の位置付けが第一である。【市の意向】
- 物販などは既存踏襲程度であり、民間収益施設の導入する余地は限定的である。公園内施設であり集客力も限定的である。

収益事業における民間事業者の創意工夫の余地が少ない。

PFI事業の有効性は限定的

■PFI定性評価の実施

豊橋市様の意向からの評価

【仕様発注及び従来方式（直営）が学芸員の専門性を活かせる】

- ・常設展示、教育普及、博物館資料の収集・保存、特別企画展等の実施主体は市を想定している。マネジメントを民間委託の予定はない。
- ・既存改修部分は、既存の状況に縛られるため自由提案の余地が少ない。
- ・施設仕様、展示仕様等について、学芸員の専門性を活かした魅力ある展示・学習施設整備のため、詳細に要望確認をし、計画や仕様を定めたい（設計前の性能発注設定がしにくい用途）

ヒアリングによる市況側からの評価

【施設整備企業が仕様発注や設計建設で完了する事業方式を要望】

- ・建設市況不透明下では、早期に予算が決まる事業方式はリスクが高い
- ・建設市況不透明下では、コンソーシアムが必要な事業方式は、その組成が未知数(代表企業が決まるか、プラネリウムや運営などの限定的な企業を確保できるか) ⇒ P F I や D B O は不調・不落リスクが高い
- ・既存改修部分は詳細な与条件が必要なため、性能発注はリスクが高い ⇒ 既存改修を含む D B は不調・不落リスクが高い
- ・維持管理の修繕業務に関し既設部の責任区分や物価上昇への懸念あり ⇒ P F I は不調・不落リスクが高い

■設計建設は
従来方式
(設計施工分離)

■維持管理は
市直営の上の
業務委託等

■運営は
市直営の上の
一部業務委託
等が望ましい

(指定管理者
などの契約方式
は詳細検討での
精査が必要)

2.事業推進支援_内容詳細

2-④. 業務項目整理



■事業の業務項目と、発注方式別の検討必要性の整理を実施

業務項目	説明	PFI	DBO	DB	設計施工分離	発注方式
事業費の検証	支払段階（オンライン）による 方量算出・検算	*	*	*	○	△
2 業種の整理						
(1) 機能維持管理業務（設計・設計）	設計（設計段階）部分と、業種の 主たる業務・設備取扱いに、業務 内容を整理する必要がある。	○	○	-	-	○
(2) 付帯施設整備業務（設計・設計）	一方では、新エリア開発水準に 記載されている項目、公開性確保の 確保がなければ、この項目は別等。	○	○	-	-	○
(3) 交通施設整備業務	設計（設計段階）部分と、業種の 主たる業務・設備取扱いに、業務 内容を整理する必要がある。	○	○	-	-	○
(4) 環境整備業務（設計・設計）	設計（設計段階）部分と、業種の 主たる業務・設備取扱いに、業務 内容を整理する必要がある。	○	○	-	-	○
(5) 環境整備業務	設計（設計段階）部分と、業種の 主たる業務・設備取扱いに、業務 内容を整理する必要がある。	○	○	-	-	○
(6) 環境整備業務	設計（設計段階）部分と、業種の 主たる業務・設備取扱いに、業務 内容を整理する必要がある。	○	○	-	-	○
(7) 環境整備業務	設計（設計段階）部分と、業種の 主たる業務・設備取扱いに、業務 内容を整理する必要がある。	○	○	-	-	○
(8) 環境整備業務	設計（設計段階）部分と、業種の 主たる業務・設備取扱いに、業務 内容を整理する必要がある。	○	○	-	-	○
(9) 環境整備業務	設計（設計段階）部分と、業種の 主たる業務・設備取扱いに、業務 内容を整理する必要がある。	○	○	-	-	○
(10) 環境整備業務	設計（設計段階）部分と、業種の 主たる業務・設備取扱いに、業務 内容を整理する必要がある。	○	○	-	-	○
3 業種の整理						
3.1 業種の整理						
(1) 業種の整理	一方では、新エリア開発水準に 記載されている項目、公開性確保の 確保がなければ、この項目は別等。	○	○	-	-	○
(2) 業種の整理	一方では、新エリア開発水準に 記載されている項目、公開性確保の 確保がなければ、この項目は別等。	○	○	-	-	○
(3) 業種の整理	一方では、新エリア開発水準に 記載されている項目、公開性確保の 確保がなければ、この項目は別等。	○	○	-	-	○
(4) 業種の整理	一方では、新エリア開発水準に 記載されている項目、公開性確保の 確保がなければ、この項目は別等。	○	○	-	-	○
(5) 業種の整理	一方では、新エリア開発水準に 記載されている項目、公開性確保の 確保がなければ、この項目は別等。	○	○	-	-	○
(6) 業種の整理	一方では、新エリア開発水準に 記載されている項目、公開性確保の 確保がなければ、この項目は別等。	○	○	-	-	○
(7) 業種の整理	一方では、新エリア開発水準に 記載されている項目、公開性確保の 確保がなければ、この項目は別等。	○	○	-	-	○
(8) 業種の整理	一方では、新エリア開発水準に 記載されている項目、公開性確保の 確保がなければ、この項目は別等。	○	○	-	-	○
(9) 業種の整理	一方では、新エリア開発水準に 記載されている項目、公開性確保の 確保がなければ、この項目は別等。	○	○	-	-	○
(10) 業種の整理	一方では、新エリア開発水準に 記載されている項目、公開性確保の 確保がなければ、この項目は別等。	○	○	-	-	○

検討必要性↑の
意味合い
コメント

↑発注方式別
発注者の検討必要性を
整理

支援当初の委託内容としては
PPP/PFIを導入する場合の要求
水準書で記載すべき項目の提供
であった。

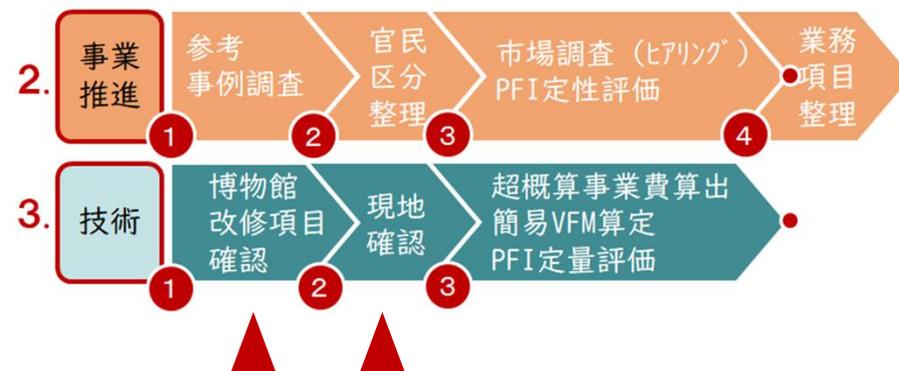
→定性評価ではPFI事業とはせず、従来の設計施工分離方式が望ましい方向性

→従来型の発注でも、設計・建設・維持管理・運営の各業務段階で、発注者が検討の上事業者に対して条件提示すべき項目は存在する。そのような視点で各業務のリストアップと、発注方式別の検討必要性を整理の上提示した。

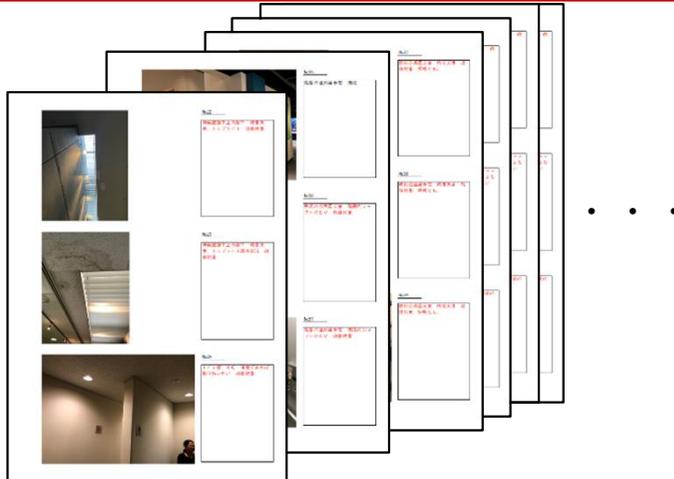
3.技術支援_内容詳細

3-①. 博物館改修項目確認

3-②. 現地確認



■改修項目内容リストを踏まえた 現地確認の実施



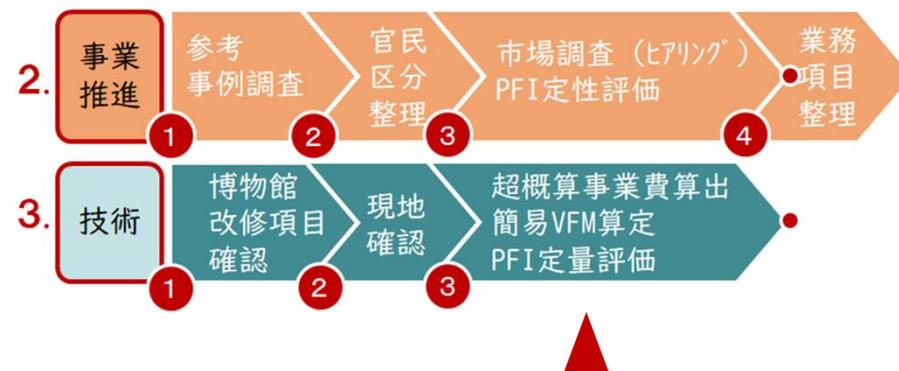
- 市のご担当者とともに、改修項目部分の現地での状況確認と写真撮影を実施。
- 漏水などの不具合箇所については、トップライトや建具まわりなどの位置は分かるが具体の漏水要因までは調査を実施していないことを確認。
- 特注建具など、改修時にメーカーによる再確認が必要となる部分の概要を確認。
- 温湿度管理必要な収蔵庫など、新科学教育施設の参考になる部分の確認。

■改修後仕様を想定の上、超概算 方針の設定

- 設計前段階ゆえ、超概算用の仮定仕様を市ご担当者と共有の上設定。

3.技術支援_内容詳細

3-③-a. 超概算事業費の算出



- 新科学教育施設必要諸室の確認と新科学教育施設の特徴を把握
- 類似事例の建設費単価調査と坪単価の設定

【超概算算出時期の状況】

- 市の検討する基本計画と並行時期
- 自然史博物館の近傍で配置場所検討中。想定敷地範囲検討中。
- 施設規模3000㎡。平屋～2F想定。
- 想定必要諸室のリストは受領
- 想定必要諸室の概要から、以下の特徴認識。
 - ・プラネタリウムがある
 - ・1000㎡分が温湿度管理必要な収蔵庫関連
 - ・その他はホール・実験室関連

■ 想定必要諸室（検討中のものであり今後変更となることがある）

部 屋	用 途	備 考
①天文系教育展開エリア		
プラネタリウム	直径20m、200～250席を想定 ドームシアターやイベントホールとしての利用と、学習投映などの教育利用の双方を行う場所 光学・デジタルのハイブリッド式プラネタリウムシステムと大型ドーム映像上映に特化した全天周映像上映システムを併用した機器の導入を検討	約550㎡ %以下目安) カー不可) 窓不要、耐荷重床保持
プラネ準備室	デジタルコンテンツ作成室や望遠鏡保管庫、書類保管庫として利用。事務室（2～3人程度常駐）としても利用を想定	カー不可)
プラネ前ホール	展示、物理化学天文系閲覧用書籍置き場や観覧者整列スペースなど多目的な利用を想定	窓不要、耐荷重床 度50%以下目安) カー不可)
②物理・科学系教育展開エリア		
実験ショーホール	安全に実演可能なステージ、解説などを映すスクリーン、照明、電源設備を備えたスペース	多湿不可（温度25℃以下、湿
工作室	実験装置や展示物等を工作する部屋。材料や工具等の保管も想定	乾燥機、晒骨器
展示物保管室	実験ショー用装置や展示用実験装置などを保管するバックヤード。販売用実験キットの保管も想定	
準備室	科学体験イベントや団体向け教育プログラムの準備作業を行う部屋で講義室に隣接。微生物の飼育管理も行う。	
講義室（2部屋）	各種科学体験イベントや学校等の学習活動、休憩のために利用する部屋であり、各部屋約60人を収容できるもの イベントでの利用時以外は、常時作業スペースとして開放することを想定	設置 共用で使用を想定
トイレ	来館者兼職員用の多目的トイレ	
倉庫		
荷解室	外部に通じるシャッターを設けたスペース	
設備機械室・空調機械室		
廊下、ホール		
施設全体想定面積		約 3000㎡

- 2020年以降の収蔵庫のある博物館等の類似事例を調査の上、その価格を参考にデフレーターをかけた単価を設定
- +αでプラネタリウム整備費用を追加
- 什器備品や展示室等整備工事の金額は、類似用途である新仙台市天文台（PFI事例）のアンニュアルレポートを参考に想定

■各業務項目を整理の上、費用の見込み方を共有・設定の上超概算を算出

項目	内容	単価	数量	金額	備考
A: 設計・建設費用	設計費	100,000,000	1	100,000,000	
	工事費	2,000,000,000	1	2,000,000,000	
	その他調査費用等	100,000,000	1	100,000,000	

B・C: 維持管理・運営費用	維持管理費	100,000,000	1	100,000,000	
	運営費用	200,000,000	1	200,000,000	

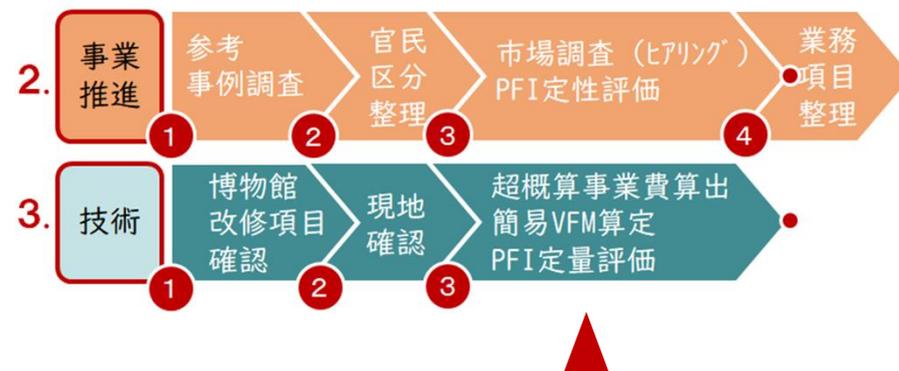
合計				3,000,000,000	

A: 設計・建設費用
 →工事費・設計費・その他調査費用等について、規模・用途から想定した内容を記載の上、積み上げ実施。

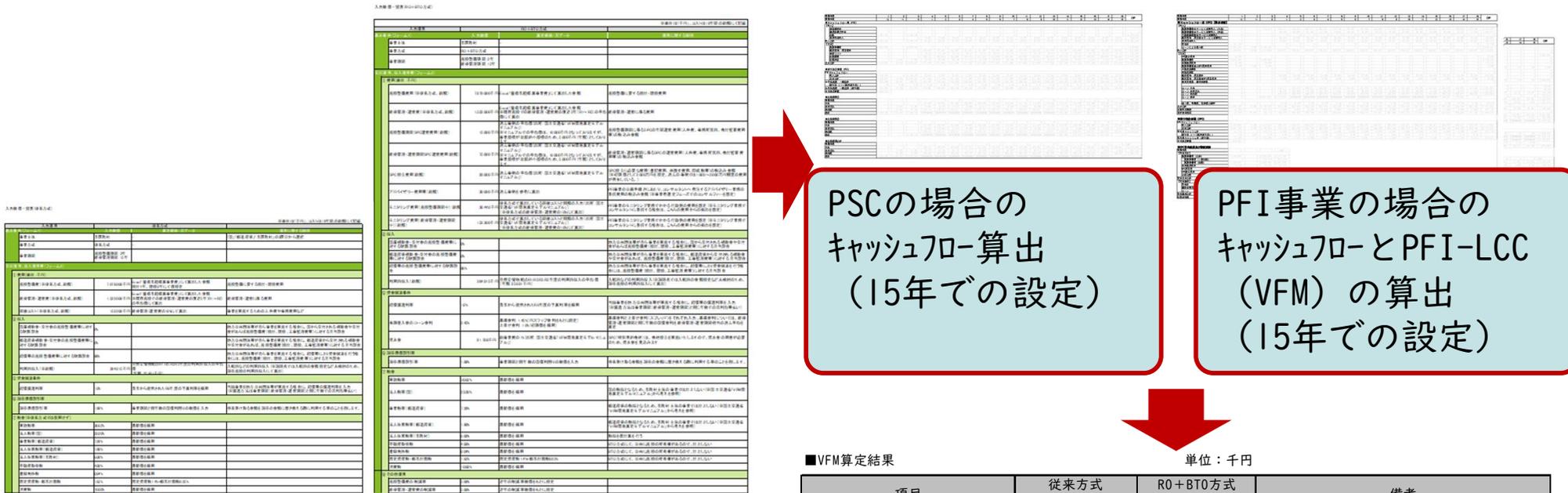
B・C: 維持管理・運営費用
 →民に委託する想定 of 業務部分について、市から受領したR1~R5年の既存施設の維持管理・運営費平均値を参考に、事業期間15年での金額を算出。
 →プラネタリウム部分はメーカー見積を参考に積み上げ。大規模修繕含まず。

3.技術支援_内容詳細

3-③-b. 簡易VFMの算出と PFI定量評価算出



国土交通省「VFM簡易算定モデルマニュアル」に基づきVFMを算出



項目	従来方式 (PSC)	R0+BT0方式 (PFI-LCC)	備考
①整備等費用			改修・新築工事費、設計・調査関連費用、什器備品整備等
②運営等費用			維持管理・運営費用 15年間の試算
③調査等費用			SPC設立費用・アドバイザー費用等
④資金調達費用			
⑤利用料金収入			
⑥税金			
⑦税引後損益			
⑧補助金・交付金等			
合計 (①~⑧: 現在価値前)			
合計 (①~⑧: 現在価値)			
財政負担軽減額			
VFM			

- PSC及び、PFI-LCC算出のための
- ①費用
 - ②収入
 - ③資金調達条件
 - ④現在価値割引率
 - ⑤税金
 - ⑥その他項目
- などの前提条件を整理

VFM結果まとめ

■簡易VFMからの定量評価

【VFMはマイナスであり、PFI事業に適していない】

- ・豊橋市と想定した与条件を元にVFMを算出した。
- ・VFMがマイナスになる要因の一部として民間の資金調達利息が起債の利息より高いことや、アドバイザーフィー等の計上等がある。

■PFI定性評価・定量評価の提示後の豊橋市の状況

- 支援事業者の検討結果をもとに、現在庁内会議に諮っている状況で、今後方針を確定させる予定。
- 公表については現在作成中の**基本計画書と同じタイミングで考えており、R7年度の予定**。今回の支援業務により、庁内でもきちんとした説明を実施できている、とのコメントを得る。

4. 今後に向けての支援

設計施工分離方式の不調・不発対策

4.設計施工分離方式の不調・不落対策

■設計・建設企業のヒアリング時に得た懸念点を発注方式別にマトリックスで整理
 →設計施工分離の懸念点は他より少ないがゼロではないことを提示

■設計・建設に関する事業者の見解

懸念点がある場合に✓

項目	ヒアリングでの意見	PFI			DB・DBO			設計施工分離		
		新設 改修	改修 のみ	新設 のみ	新設 改修	改修 のみ	新設 のみ	新設 改修	改修 のみ	新設 のみ
SPC	事業規模的にリスクを抱えられる代表企業がイメージしにくい	✓	✓	✓	/	/	/	/	/	/
	プラネタリウムなど主要メーカーが限定的で、その獲得に左右され競争性が担保できない	✓	/	✓	/	/	/	/	/	/
市建設	市況不透明な中で早期に事業費を確定する手法はリスクがある。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	/	/	/
	設計者や施工者の繁忙度が高い	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	大規模修繕業務の費用が、物価スライドを加味しても折り合わない事例が多い	✓	✓	✓	✓	✓	✓	/	/	/
博物館	学芸員等との密なやりとりが重要であり、要求水準書で要望等が全て表現されるとは考えにくい	✓	✓	✓	✓	✓	✓	/	/	/
	展示物関連の整備は学芸員の要望も強いと思料、また定価がないことから金額が見込みにくい	✓	✓	✓	✓	✓	✓	/	/	/
既存改修	新設と既存が混在することで、設計・施工・維持管理のリスク分担が不明瞭になりやすい	✓	✓	/	✓	✓	/	/	/	/
	元設計・元施工でない場合、既存部分への設計や施工責任を負うことに懸念がある。(過去の法的適合性や、施工管理に対して責任が持てない…)	✓	✓	/	✓	✓	/	✓	✓	/
	既存改修部分は、漏水等不具合箇所の記事提示や、基本設計レベルの要求水準がほしい	✓	✓	/	✓	✓	/	/	/	/

設計施工分離方式が懸念点の少ない状況

設計者や施工者の繁忙度には要留意(定期的な参画意欲確認が大切)

既存改修は元設計者・施工者への声掛けも視野に入れること

4.設計施工分離方式の不調・不落対策

- 今後の各段階で、不調不落のため発注者に対応すべきポイントを提示
- 設計のフロントローディングや、リアルタイムの市況把握の重要性を伝達
(コンプライアンス維持した上での民間事業者との情報共有が大切)

【Phase1:設計者発注準備期間】 (発注者)

- ①公募型プロポーザルの条件整理
- ②設計事務所サウンディング
- ③募集要項等の準備 (条件を明確に!)
→【自然史博物館】
→【新科学教育施設】
※市で直接実施する業務と、設計業務の区分整理を正確に。

【Phase2:基本設計期間】

- ①フロントローディングの徹底 (設計者)
→予算オーバーならVECD調整を実施
- ②早期の要望・条件提示徹底 (発注者)
→実施設計は、施工上必要な詳細図作成に注力するもの。基本設計の続きをやるものではない。

基本設計で事業費の90~95%を確定させる前提で設計を進める

【Phase3-1:実施設計段階】

- ①詳細図検討と各種申請対応 (設計者)
- ②実施設計積算による工事費算出 (設計者)

③市場単価を反映させた十分な工事予算の確保 (発注者)

【Phase3-2:施工者発注準備期間】

- ①発注に向けての条件整理 (発注者)
- ②公募型サウンディングの実施 (発注者)

同時並行

【施工者の公募へ・・・】

長野県上田市における取組事例の紹介 (上田市 道路維持管理の包括的民間委託事業)

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課 入札制度企画指導室
令和7年3月

支援事業者:(株)建設技術研究所

目次

0. 支援の概要	2
1. 概略スキーム	5
2. サウンディング調査	6
3. 試行案(包括範囲、受注体制、契約方法)	14
4. 実施要領、発注図書(雛型)の確認・助言	26

0. 支援の概要

(1) 支援対象事業

- 公共施設等の維持管理事業を対象として、「複数業務の包括発注」に関する入札契約方式の改善を要望

対象事業	道路維持管理業務、除融雪業務 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市道延長は約1,840kmと長く、橋梁数も1,062橋と多い ◆ 老朽化した道路施設の維持補修や除融雪への市民ニーズは高い
スケジュール	R7年度(またはR8年度)より取組を開始
課題	【市の問題認識】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 山間部を除き少雨・少雪の地域であるが、平成26年2月の大雪、令和元年10月の東日本台風による災害もあり、除雪や災害復旧に建設業は欠かせない存在となっている。 ◆ しかし、上田市の建設業は、就業者の高齢化と人手不足が顕著な状況となっている。委託化は、(一社)上田市防災支援協会からの要望があるものの、地域毎の共同企業体方式の例もあることから、市全域を対象とした(一社)上田市防災支援協会への委託には、手順を踏み、市議会や市民、民間事業者の理解を深める必要がある。 ◆ なお、行政側の建設事業に携わる技術職員も減少し、中堅職員が手薄な状況にある。 ◆ (一社)上田市防災支援協会と市は「災害時における応急措置に関する協定」を締結しており、規定する対象業務である道路パトロール等の活動が、常時の予防保全や災害時の迅速な対応にも繋がる可能性がある。
対応案	複数業務の包括発注

0. 支援の概要

(2) 包括契約の検討

上田市の維持管理業務の現状と課題

日常維持管理(清掃・除草等)



高齢化や人口減少による**担い手不足**で、今まで、地域・個人が担っていた部分に対応できなくなる懸念

補修・修繕



専門知識を持った**技術職員の減少**や**膨大な事務量**に伴う職員の**技術的成長機会の減少**により、**迅速で丁寧な対応**が難しい

日常の維持管理業務や補修・修繕は、今後、増えることが想定されている。職員にとっては、小規模な契約を多く抱えることとなり、発注の手間・事務処理が増えることから、さらに負担が大きくなることが懸念される。

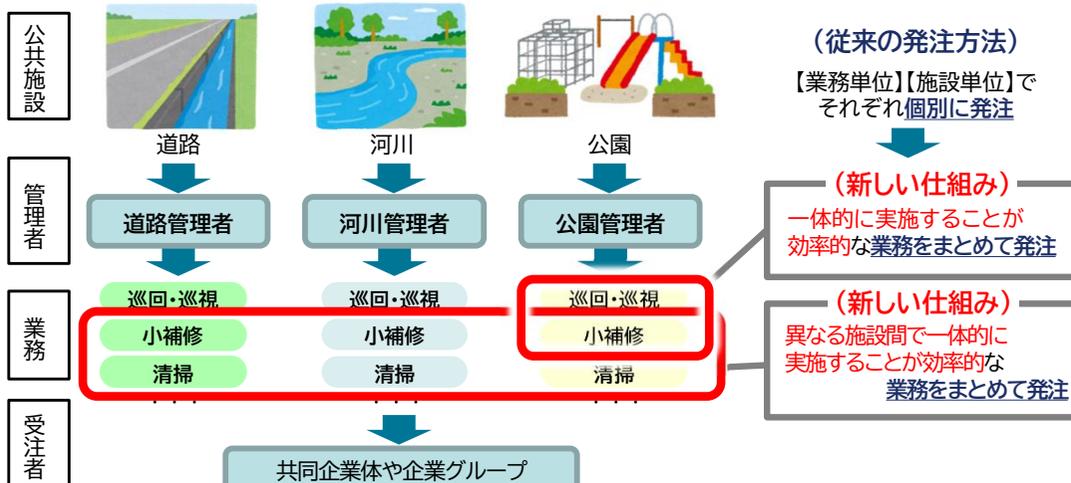
また、品質(迅速で丁寧な対応)を確保するには、市職員を中心としたインフラの維持管理だけでは難しい。



事務量軽減、品質向上を目的とした**新たな仕組み**を検討

包括的民間委託とは

◆ 維持管理業務の新しい仕組み

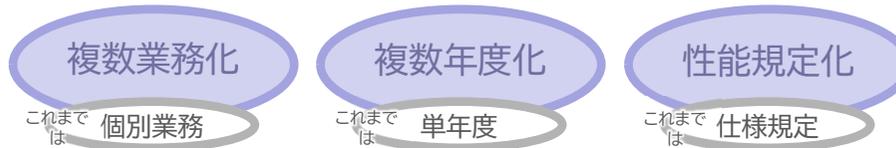


公共施設の維持管理業務において、複数の業務等をまとめて民間事業者へ委託するもの

→ **包括的民間委託** という新しい仕組みです

◆ 包括的民間委託の特徴(概要)

これまでの契約方式と比較し**3つの特徴**があります



【性能規定化とは】業務の具体的な仕様・条件を定めず、受注者の工夫やノウハウを活かして業務を実施できる契約方式で、民間事業者のノウハウが活かされやすくなります。

上田市における現在の検討状況

◆ 維持管理業務に関する包括的民間委託スキーム(案)

【現時点の検討における案です】

当方は**道路・橋梁・河川・水路**を対象とし、将来的には**公園**へも拡大することを想定しています

※現時点では、**維持工事**及び**委託業務**をまとめて**一本化**して発注することを想定しています。

※対象施設は、**道路・橋梁・河川・水路**とすることを想定しています。

【凡例】●:対象とする業務

従来	市職員直営			維持工事	委託業務			
	全体統括	巡回巡視	小補修 除草等		維持工事	除草・伐採	路面清掃	街路樹 植栽
道路・橋梁		●	●	●	●	●	●	●
河川・水路	●	●	●	●	●	●	—	●
公園	除外							
備考	発注者との窓口・全体調整	—	—	通報受付、措置判断は市対応	災害復旧工事は含まない	—	—	—

◆ 除融雪業務に関する包括的民間委託スキーム(案)

- サウンディング調査を踏まえ、**包括業務範囲(除融雪業務の一本化OR各々業務で地区毎に包括化)**を検討します。
- 実施体制は**共同企業体**または**地元防災支援協会**等を想定しています。

【凡例】●:対象とする業務

包括範囲	除雪+凍結防止剤散布もしくは、地区毎に各々の業務を包括化	
従来	委託業務	
作業内容	除雪	凍結防止剤散布
道路・橋梁	●	●
河川・水路	—	—
公園	除外	

◆ 対象地区(案)



市内を5つのブロックに区分し**ブロック単位**で導入することを想定しています

0. 支援の概要

(3) 支援の流れ

1. 維持管理業務の現状把握

- 市の維持管理業務の現状（業務内容、実施主体、作業ボリューム等）や課題を整理

【内部調査】

- 維持管理業務の現状や課題整理
- 市職員へのヒアリング調査
- 地元企業へのサウンディング調査（地元企業アンケート）

【外部調査】

- 包括的民間委託の先行事例

2. 包括契約の検討

概略スキームの設定

サウンディング調査（地元企業アンケート＋事業者への追加ヒアリング）

試行案の決定（包括範囲、受注体制、契約方法）

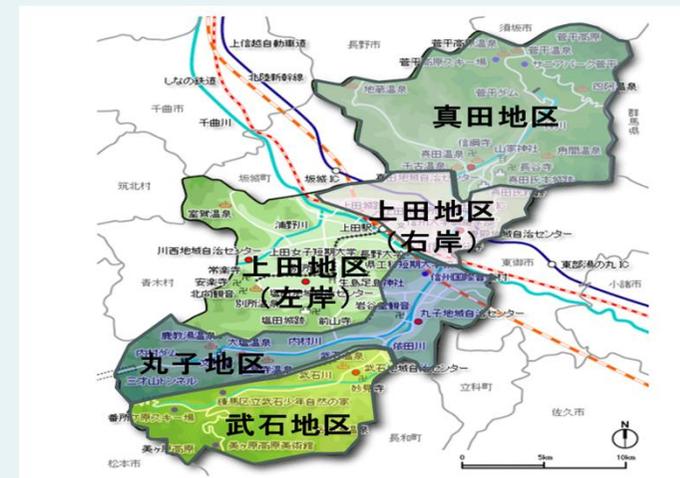
実施要領、発注図書（雛型）の確認・助言

1.概略スキームの設定

(1) 概略スキームの検討

概略スキーム(案)

概略スキーム	
対象施設	道路・橋梁・河川・水路 ▶ 将来的に公園及び街路樹管理の追加を見込む
対象業務	①維持管理業務(舗装補修、道路施設補修、除草・伐採、路面清掃、側溝清掃、巡回、通報時の現場確認等)、直営作業、統括マネジメント(検討中) ※災害対応は含めない ②除融雪業務(除雪、凍結防止剤散布)
対象地区	5地区に分割 (上田(右岸)、上田(左岸)、丸子、真田、武石)
実施体制	共同企業体、事業協同組合等
契約期間	①維持管理業務 : 複数年度(3年間)を想定 ②除融雪業務 : 複数年度の協定に基づく単年度(12~3月の4カ月)契約



※サウンディング調査の結果によって変更となる場合があります

2. サウンディング調査

(1) 事業者アンケート

① 調査概要

- 上田市有資格者名簿（土木一式、とび・土工・コンクリート、ほ装の3業種）に登録されている市内企業160社を対象として、概略スキーム（案）に対する事業者意見についてアンケートを実施

表 アンケート調査の概要

実施期間	令和6年11月18日(月)から令和6年12月6日(金)まで[19日間]
調査方法	インターネット入力フォーム/アンケート票(紙面)/アンケート票(Excel)
対象企業	160社(回答72社、回答率45%) 令和4・5・6年度入札参加資格者名簿(令和6年10月1日現在)の「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「ほ装工事」のいずれかに掲載されている市内企業を対象

表 調査項目

1.基礎情報	(1) 回答企業等の概要、(2)従業員数、(3)主な営業工種、(4)主な受注エリア、(5) 総受注高に占める上田市発注工事・業務の割合、(6) 主な受注工事(工事)、(7) 主な受注業務(維持管理業務)、(8) 主な受注状況(除雪業務)、(9) 主な受注状況(凍結防止剤散布業務)
2.課題の把握	(1)維持管理工事・業務の課題、(2) 除雪・凍結防止剤散布業務の課題、(3)今後の維持管理業務への参加意欲、(4) 今後の除雪・凍結防止剤散布業務への参加意欲
3.包括化について (維持管理工事・業務)	(1)包括化の地区割り、(2)包括化すべき工事及び業務、(3)実施体制、(4)参加する場合の役割、(5)契約期間、(6)自由意見
4.包括化について (除雪・融雪業務)	(1)包括化の地区割り、(2)包括化する業務、(3)実施体制、(4) 自由意見

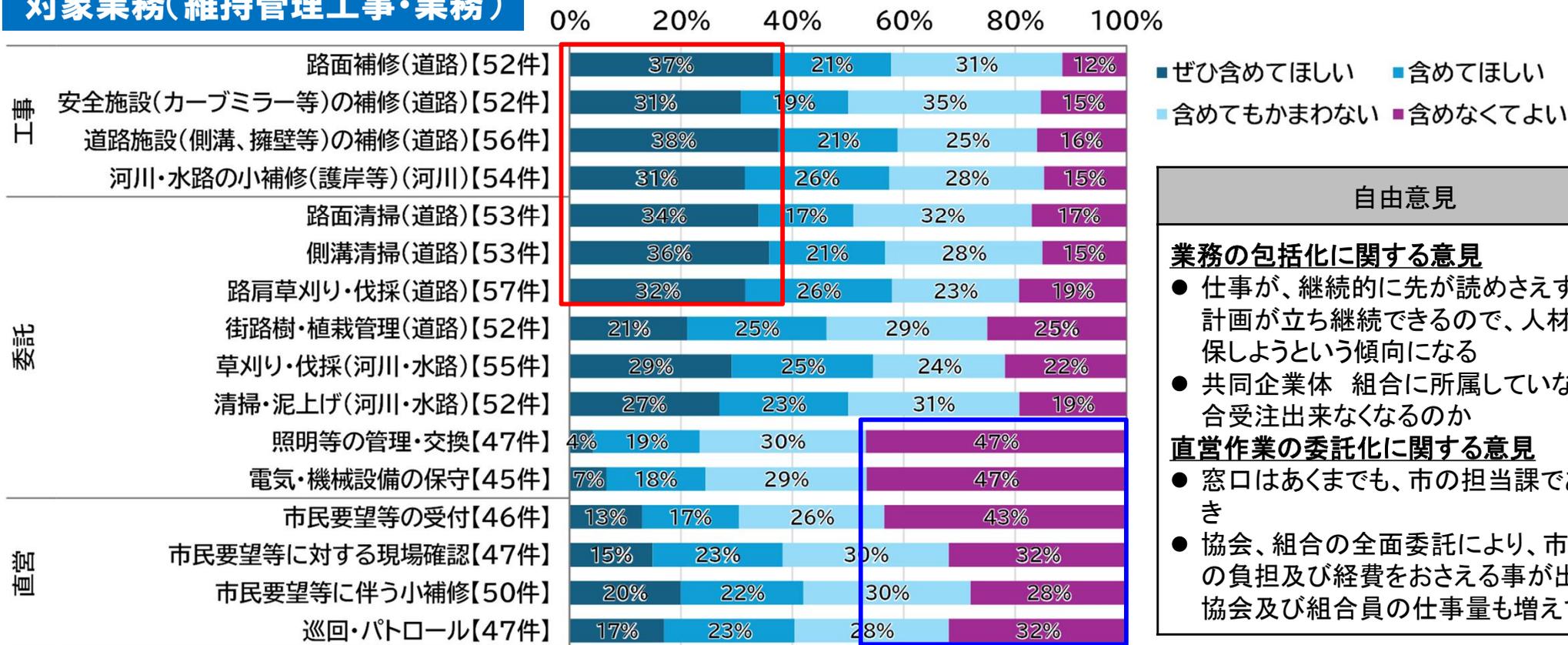
2. サウンディング調査

(1) 事業者アンケート

② 調査結果

- 作業内容により傾向の違いはあるが、総じて実施に肯定的な意見が半数以上を占めている。
 - 工事や一部の委託（路面清掃、側溝清掃、路肩草刈り・伐採）は「ぜひ含めてほしい」との回答が3割以上と多い。
 - 照明、電気・機械設備の保守及び従来職員直営で実施している作業は「含めなくてよい」の回答割合が3割以上と多い。

対象業務(維持管理工事・業務)



自由意見

業務の包括化に関する意見

- 仕事が、継続的に先が読めさえすれば、計画が立ち継続できるので、人材を確保しようという傾向になる
- 共同企業体 組合に所属していない場合受注出来なくなるのか

直営作業の委託化に関する意見

- 窓口はあくまでも、市の担当課であるべき
- 協会、組合の全面委託により、市職員の負担及び経費をおさえる事が出来る。協会及び組合員の仕事量も増えて行く。

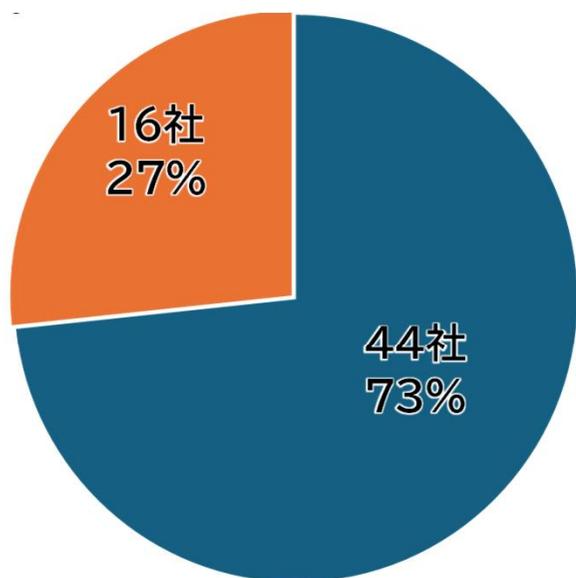
2. サウンディング調査

(1) 事業者アンケート

② 調査結果

- 除雪業務 + 凍結防止剤散布業務が全体の73%を占める。
- 自由意見では、除雪業務と凍結防止剤散布業務を一体的に実施することが有効との意見が挙げられている。

対象業務(除融雪業務)



- 除雪業務 + 凍結防止剤散布業務が適切である
- 除雪業務と凍結防止剤散布業務を分けて各々で包括化が適切である

自由意見

業務の包括化に関する意見

- 除雪業務と凍結防止剤散布業務は別れて行動するより連携して作業する事が有効

2. サウンディング調査

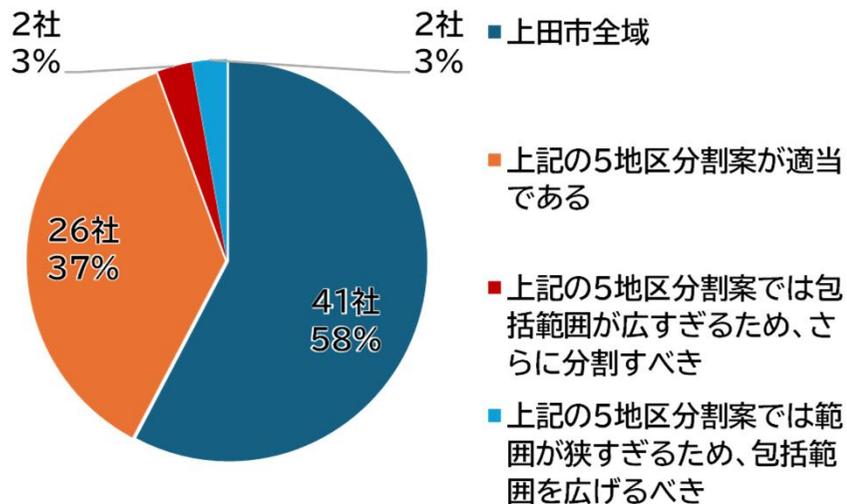
(1) 事業者アンケート

② 調査結果

- 「維持管理工事・業務」、「除融雪業務」とともに、半数以上が「上田市全域」での包括化を望んでいる。
- 自由意見においても、全域を包括化とすることで管理負担の低減、人員・機材等の融通につながるといった意見があがっている。

対象地区

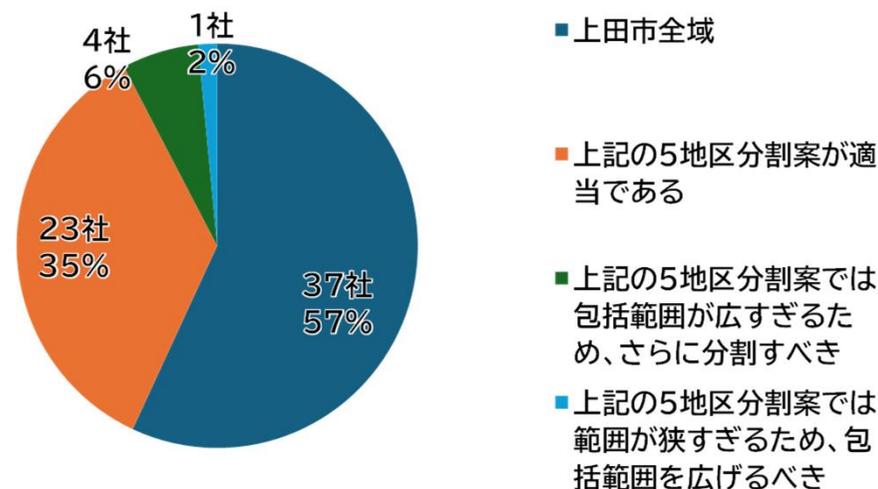
維持管理工事・業務



自由意見

- 区分すると各地区の管理に負担が増えるので全地区一本化したほうが良い。

除融雪業務



自由意見

- 地区分割案は委託を受ける会社が不足した場合大変になる。全域で受託すれば組合員の中から融通がきく。
- 菅平は北部地域なので、待機料等を少し割増いただきたい。

2. サウンディング調査

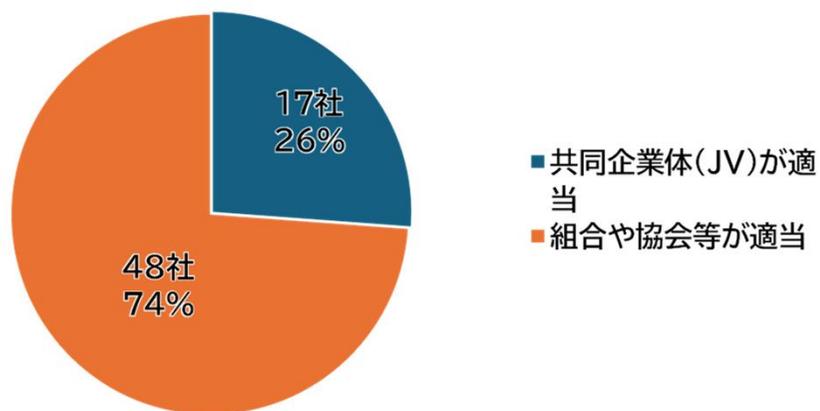
(1) 事業者アンケート

② 調査結果

- 「維持管理工事・業務」、「除融雪業務」とともに、7割以上が「組合や協会等が適当」と回答している。特に「除融雪業務」は人員不足等の懸念から大きな組織での実施が望まれている。
- 一方で「維持管理工事・業務」の自由意見において組合や協会で実施することに対し、業者の偏り等に関する懸念が複数あがっている。

実施体制

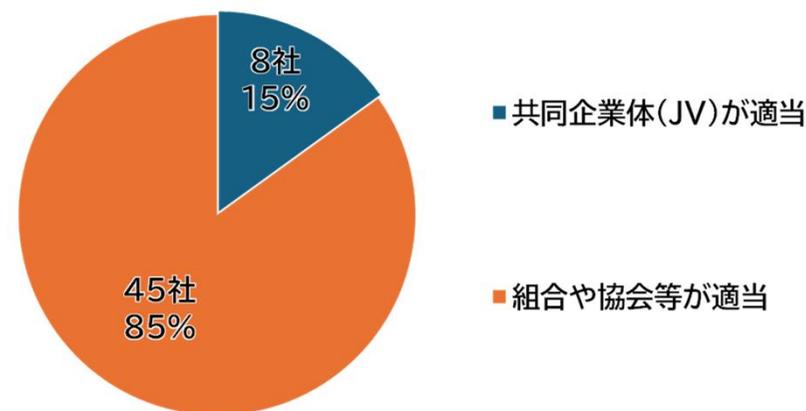
維持管理工事・業務



自由意見

- 協会や組合は、業者の偏りが生じる。
- 共同企業体・協会等の組織に属していないと受注は出来なくなるのか。
- 維持管理、業務は出来る限り地元の多くの業者が携われるようにすべき。

除融雪業務



自由意見

- 将来、除雪・凍結防止剤散布業務の出来る会社が少なくなってきました。出来るだけ、大きな組織にしておきたい。
- 人員確保等、難しい部分もあるが、今後も出来る限り地域を守っていきたい。

2. サウンディング調査

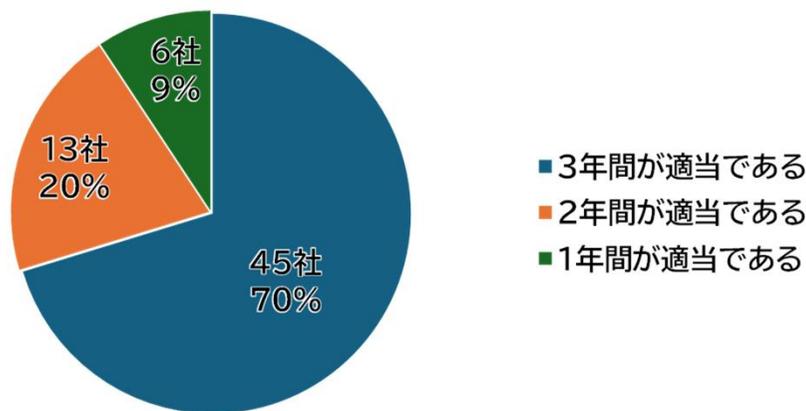
(1) 事業者アンケート

② 調査結果

- 維持管理工事・業務において、全体の7割が「3年間が適当」と回答があり、複数年の契約期間の回答では全体の9割を占めている。
- 自由意見においても、体制整備のため複数年とする必要があると言った意見が複数あがった。

契約期間

維持管理工事・業務



自由意見

- 体制をしっかり作るには、単年より3年以上の期間が必要。
- 複数年としなければメリットはない。
- 3年間にすることで予定が立つ。

除融雪業務

実稼働が
12月～3月のみのため
単年度契約となることを想定し
アンケートにおいて
設問設けず

2. サウンディング調査

(2) 事業者への追加ヒアリング

① 調査概要

- 事業者アンケートにおいて、地元協会を介した包括契約を望む意見が多かったことから、上田市の維持管理業務及び除融雪を担っている会社の多くが加盟する（一社）上田市防災支援協会の主要企業を対象に、各地区での包括的民間委託契約導入に向けたヒアリングを実施した。

表 ヒアリング調査の概要

実施期間	令和7年1月27日(月)から令和7年2月10日(月)まで
対象企業	(一社)上田市防災支援協会所属の4社(上田地区、丸子地区、真田地区、武石地区)
実施方法	WEB又は対面
主なヒアリング項目	<ul style="list-style-type: none"> ・契約上の協会の立場 ・包括可能な業務(スモールスタートする場合等) ・最適な地区割り ・統括マネジメントについて(費用、幹事企業の参加見込み) ・契約期間

2. サウンディング調査

(2) 事業者への追加ヒアリング

② 調査結果

- 両事業ともに協会が市と直接契約して会員企業等に下請を出すスキームを想定しているが、「維持管理工事・業務」では非会員企業が受注している工区もあり、その取扱いが課題に挙がっている。
- 「除融雪業務」は、現在受託している会社のほとんどが会員企業であり、弊害は少ない。

表 ヒアリング調査結果要旨

ヒアリング項目		ヒアリング結果要旨
① 契約上の協会の立場		<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会が市と直接契約(協会から会員企業等に下請契約)するスキームを希望 (建設業許可を取得、会員企業は下請、協会として技術者配置) ・ 非会員企業以外の受注工区に対しては非会員企業への下請も想定
② 維持管理 工事・業務	②-1 包括可能な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気・機械関係、水道及び窓口受付を除き協会に対応可能 ・ スモールスタートではなく、最初からできるだけ多くの業務を包括化すべき
	②-2 地区割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会が幹事企業の役割を担った全域の包括化を希望 ・ 各地区で分割した場合に全体の事務負担が多くなり非経済的 ・ 非加盟会社の扱いは課題
	②-3 統括マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会社の負担は大きく、マネジメント費用は工事費総額の15%を望む ・ 統括マネジメント実施可能な企業は限られている
	②-4 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年の長期契約とすることで設備投資が可能
③ 除融雪業 務	③-1 地区割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全域での包括化が望ましい(除雪・融雪業務実施企業のほとんどが協会員) ・ 企業横断的な地域特性を考慮したオペ作業の技術継承を期待
	③-2 包括可能な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括化により相互に人材・機械を補完(高齢化によるオペ不足を懸念)
④ その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括化により協会が活性化し災害対応の持続可能性が高まることに期待している

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(1) 維持管理工事・業務

- アンケートではいずれの作業も過半数以上の事業者が対応可能との回答があった。
- 市との協議を踏まえ、道路・橋梁に関わる委託業務から試行を開始していく。

表 試行案の決定(1/4)

 委員会意見: 青字、
 アンケート調査結果: 赤字、ヒアリング調査結果: 緑字

	概略スキーム(案)	初年度の試行案																																																																				
対象施設	道路・橋梁・河川・水路 ・将来的に公園及び街路樹管理を追加	【変更】道路・橋梁 ・初年度は道路・橋梁から試行(市要望)																																																																				
対象業務	工事＋委託＋直営作業(災害対応除く) ○: 対象 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">対象業務</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事</td> <td>道路</td> <td>路面補修、安全施設の補修、道路施設の補修</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>河川・水路</td> <td>河川・水路の小補修(護岸等)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">委託</td> <td>道路</td> <td>路面清掃、路肩草刈・伐採、街路樹・植栽管理</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>河川・水路</td> <td>草刈・伐採、清掃・泥上げ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>照明等の交換・管理、電気・機械設備の保守</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">直営</td> <td colspan="2">市民要望等の受付</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市民要望等に対する現場確認、小補修</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">巡回パトロール</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">統括マネジメント</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> ・災害対応は含めない	対象業務			対象	工事	道路	路面補修、安全施設の補修、道路施設の補修	○	河川・水路	河川・水路の小補修(護岸等)	○	委託	道路	路面清掃、路肩草刈・伐採、街路樹・植栽管理	○	河川・水路	草刈・伐採、清掃・泥上げ	○	設備	照明等の交換・管理、電気・機械設備の保守	○	直営	市民要望等の受付		○	市民要望等に対する現場確認、小補修		○	巡回パトロール		○	統括マネジメント		○	【変更】委託＋小補修 ○: 対象、△: 一部対象 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">対象業務</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事</td> <td>道路</td> <td>路面補修、安全施設の補修、道路施設の補修</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>河川・水路</td> <td>河川・水路の小補修(護岸等)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">委託</td> <td>道路</td> <td>路面清掃、路肩草刈・伐採、街路樹・植栽管理</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>河川・水路</td> <td>草刈・伐採、清掃・泥上げ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>照明等の交換・管理、電気・機械設備の保守</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">直営</td> <td colspan="2">市民要望等の受付、現場確認</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市民要望等に対する小補修</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td colspan="2">巡回パトロール</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">統括マネジメント</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ・アンケートではいずれの作業も過半数以上が対応可能と回答(ただし、直営業務は「含めなくてよい」の回答が多い)【P7】 ・初年度は委託＋小補修から試行(市要望)	対象業務			対象	工事	道路	路面補修、安全施設の補修、道路施設の補修	△	河川・水路	河川・水路の小補修(護岸等)	—	委託	道路	路面清掃、路肩草刈・伐採、街路樹・植栽管理	○	河川・水路	草刈・伐採、清掃・泥上げ	—	設備	照明等の交換・管理、電気・機械設備の保守	—	直営	市民要望等の受付、現場確認		—	市民要望等に対する小補修		△	巡回パトロール		—	統括マネジメント		—
対象業務			対象																																																																			
工事	道路	路面補修、安全施設の補修、道路施設の補修	○																																																																			
	河川・水路	河川・水路の小補修(護岸等)	○																																																																			
委託	道路	路面清掃、路肩草刈・伐採、街路樹・植栽管理	○																																																																			
	河川・水路	草刈・伐採、清掃・泥上げ	○																																																																			
	設備	照明等の交換・管理、電気・機械設備の保守	○																																																																			
直営	市民要望等の受付		○																																																																			
	市民要望等に対する現場確認、小補修		○																																																																			
	巡回パトロール		○																																																																			
	統括マネジメント		○																																																																			
対象業務			対象																																																																			
工事	道路	路面補修、安全施設の補修、道路施設の補修	△																																																																			
	河川・水路	河川・水路の小補修(護岸等)	—																																																																			
委託	道路	路面清掃、路肩草刈・伐採、街路樹・植栽管理	○																																																																			
	河川・水路	草刈・伐採、清掃・泥上げ	—																																																																			
	設備	照明等の交換・管理、電気・機械設備の保守	—																																																																			
直営	市民要望等の受付、現場確認		—																																																																			
	市民要望等に対する小補修		△																																																																			
	巡回パトロール		—																																																																			
	統括マネジメント		—																																																																			

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(1) 維持管理工事・業務

- 対象地区は、アンケートにおいて「上田市全域」の回答が多くなっているが、全域とすることで業者の偏りを懸念する意見もあった。一部の業者を排除することにならないよう慎重に検討が必要である。

表 試行案の決定(2/4)

委員会意見: 青字、
アンケート調査結果: 赤字、ヒアリング調査結果: 緑字

	概略スキーム(案)	初年度の試行案
対象地区	<p>5地区に分割</p> <p>・「上田(右岸)」、「上田(左岸)」、「丸子」、「真田」、「武石」</p> 	<p>【継続検討】市全域or5地区分割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートでは、「市全域」での実施を望む回答が58%、次いで「5地区分割案」が37%【P9】 ・ヒアリングでは、協会が幹事会社の役割を担った上で「市全域」の包括化を希望する意見あり【P13】 ・ただし、協会主体で市全域の業務を包括化した場合、非会員企業の既存受注工区の取扱いを課題とする意見あり【P10】 ・第1回委員会においても協会等への発注とする場合には独禁法の観点から公正な競争を確保できるような留意が必要との指摘あり

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(1) 維持管理工事・業務

- 実施体制について、アンケートでは「共同企業体」より「組合や協会」での実施の回答割合が多かったが、仮に協会が受注した場合に業者の偏りを懸念する意見もあった。既存業務の担い手となる非会員企業を排除しないよう慎重に検討が必要である。

表 試行案の決定(3/4)

 委員会意見: 青字、
アンケート調査結果: 赤字、ヒアリング調査結果: 緑字

	概略スキーム(案)	初年度の試行案
実施体制	共同企業体、事業協同組合等	【継続検討】共同企業体、事業協同組合等 ・「共同企業体」より「組合や協会」での実施の回答割合が多い【P10】 ・協会が元請の立場で幹事企業の役割を担い、施工は地元会員企業等が行うことを考えている【P13】 ・ただし、非会員企業の既存受注工区の取扱いを課題とする意見あり【P10】 ・第1回委員会においても協会等への発注とする場合には独禁法の観点から公正な競争を確保できるような留意が必要との指摘あり

表 協会に直接発注した場合のメリット／デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● 人材や機材の融通による実施体制の確保が実現できる ● 個別企業では難しい幹事役を協会が担うことができる ● 災害協定を締結している協会会員企業が増えて災害対応の持続性が確保できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存業務を担ってきた非会員企業が排除される懸念がある ● 協会会員企業以外の新規参入等が難しくなる恐れがある ● 協会との調整が必要なため導入までに時間を要する

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(1) 維持管理工事・業務

- 契約期間についてはアンケート及びヒアリングにおいて、設備投資等を考慮し複数年を希望する意見が多かったが、試行時は不確実性が高いため、単年度契約でスモールスタートする。

表 試行案の決定(4/4)

 委員会意見: 青字、
 アンケート調査結果: 赤字、ヒアリング調査結果: 緑字

	概略スキーム(案)	初年度の試行案
契約期間	<u>複数年(3年間)を想定</u>	<p>【変更】単年度(将来的に複数年化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて維持管理業務において設備投資等を考慮し複数年での契約を希望する回答が多い【P11】 ・ヒアリングでも人材確保・設備投資がし易い複数年契約を希望する意見が挙げられている【P13】 <p>⇒上記より将来的には複数年契約化を目指していくが、業務内容や地区の統合の影響が見えない中での複数年契約は不確実性が高いため、<u>初年度は単年度契約として試行を開始する。</u></p>

維持管理工事・業務等における取り組み

- ・協会組織が元請となり幹事役を担うスキームでの包括契約の導入が望まれているが、既存業務を受注している非会員企業も一定数存在するためR8年度の試行開始に向けて継続検討
- ・試行にあたっては、道路・橋梁に係る委託を包括した単年度契約からスモールスタートを想定

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(2) 除融雪業務

- 対象業務については、除雪 + 凍結防止剤散布業務を包括化する。
- 菅平地区については地元による対応を望んでいることから従来通り個別に発注する。

表 試行案の決定(1/4)

 アンケート調査結果: 赤字、ヒアリング調査結果: 緑字
 委員会意見: 青字

	概略スキーム(案)	初年度の試行案
対象業務	<u>除雪 + 凍結防止剤散布</u>	【原案】除雪 + 凍結防止剤散布 ・除雪業務 + 凍結防止剤散布業務が全体の73%を占める【P8】 ・ただし、豪雪地帯に指定され、降雪量の多い菅平地区は従来通り個別に発注【P9】

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(2) 除融雪業務

- 対象地区は、アンケート及びヒアリングにおいて上田市全域での回答が多く、将来的な担い手不足を懸念する声も多くあがっている。将来的な持続可能性を考慮し、全域での発注で試行する。

委員会意見: 青字、

表 試行案の決定(2/4)

アンケート調査結果: 赤字、ヒアリング調査結果: 緑字

	概略スキーム(案)	初年度の試行案
対象地区	<p>5地区に分割</p> <p>・「上田(右岸)」、「上田(左岸)」、「丸子」、「真田」、「武石」</p> 	<p>【変更】上田市全域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートでは、「市全域」での実施を望む回答が57%、次いで「5地区分割案」が35%【P9】 ・ヒアリングでは、除融雪業務実施の受注者のほとんどが協会会員企業であり、個社でオペや除雪機を確保しておくことが困難なため協会内で融通することが有効との意見があり【P13】 ・企業横断的な地域特性を考慮したオペ作業の技術継承も期待【P13】 ・第1回委員会において協会等への発注とする場合には独禁法の観点から公正な競争を確保できるような留意が必要との指摘あり <p>⇒計画的な業務実施が困難な道路除雪事業等では、広域でのオペや除雪機の融通や担当路線相互の補完を期待して「上田市全域」での一括発注とする。</p>

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(2) 除融雪業務

- 事業者アンケートでも協会に幹事役を担わせた業務遂行が望まれており、かつ既存の除融雪業務の殆どが協会会員企業が担っているため、協会自らが参画可能なスキームで試行を開始
 - 初年度は、協会組織が建設業許可を取得することを想定しつつ、幅広く競争性を確保するため単体又はJVの混合入札で競争に付す
 - 2期目以降の業務発注では、契約の形骸化を防ぐために「入札参加意思確認型契約方式」等の活用により他に参加者がいない場合に随契とする方式を検討

委員会意見: 青字、

表 試行案の決定(3/4)

アンケート調査結果: 赤字、ヒアリング調査結果: 緑字

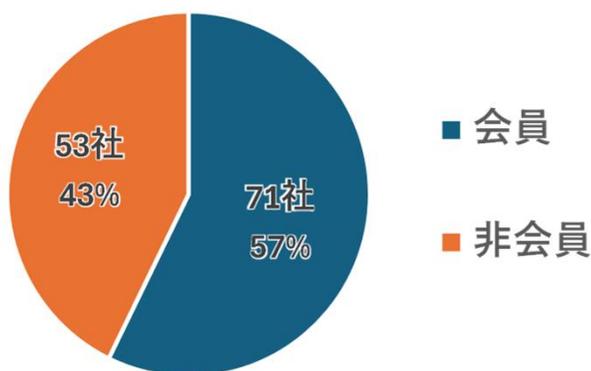
	概略スキーム(案)	初年度の試行案
実施体制	共同企業体、事業協同組合等	<p>【原案】共同企業体、事業協同組合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共同企業体」より「組合や協会」での実施の回答割合が多い【P10】 ・現在、受託している会社のほとんどが協会の会員企業であり、維持管理業務に比べて協会主体の対応の実現性が高い【P13】 ・また、協会で実施することで人員や機械について融通し合えるといった意見があり【P13】 ・第1回委員会において協会等への発注とする場合には独禁法の観点から公正な競争を確保できるような留意が必要との指摘あり

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(2) 除融雪業務

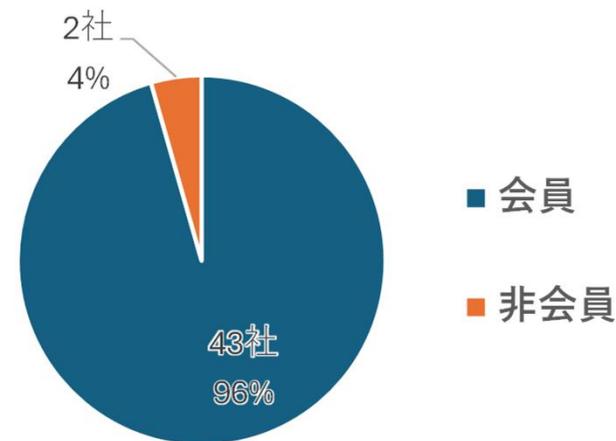
- R5年度実績において、維持管理工事・業務と除融雪業務で上田市防災支援協会員の割合を比較したところ、維持管理工事・業務は会員の割合が57%に対し、除融雪業務では96%が会員企業であり、除融雪業務は会員企業を主体として事業が実施されていることがわかった。

維持管理工事・業務



※R5年度に上田市（上田地区、真田地区、丸子地区、武石地区）において維持工事（道路維持、道路舗装、交通安全、河川維持及び水路維持）並びに委託業務（道路・河川管理）の実績のある企業を対象に整理。なお、各地区を集計しており、地区別に企業の重複を含む。

除融雪業務



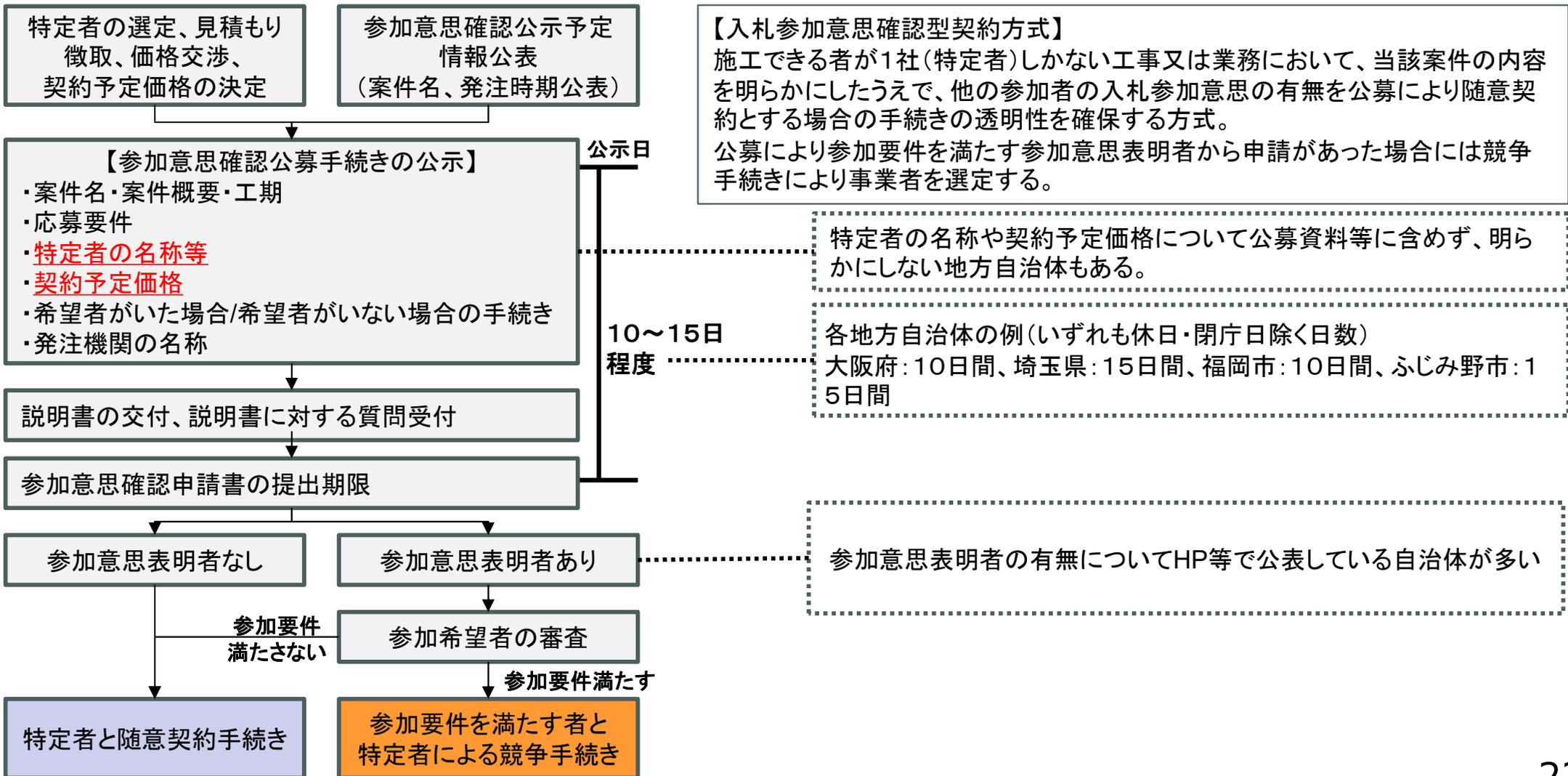
※R5年度に上田市（上田地区、真田地区、丸子地区、武石地区）において除融雪業務の実績のある企業（入札工区のみで特殊工区は含まない）を対象に整理。

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(2) 除融雪業務

(参考1) 入札参加意思確認型契約方式

- 協会組織への発注にあたっては、競争性・公平性を確保するために他の参加希望者の有無を確認の上で、参加者がいない場合に協会と随意契約を締結する「入札参加意思確認型契約方式」の活用が考えられる。



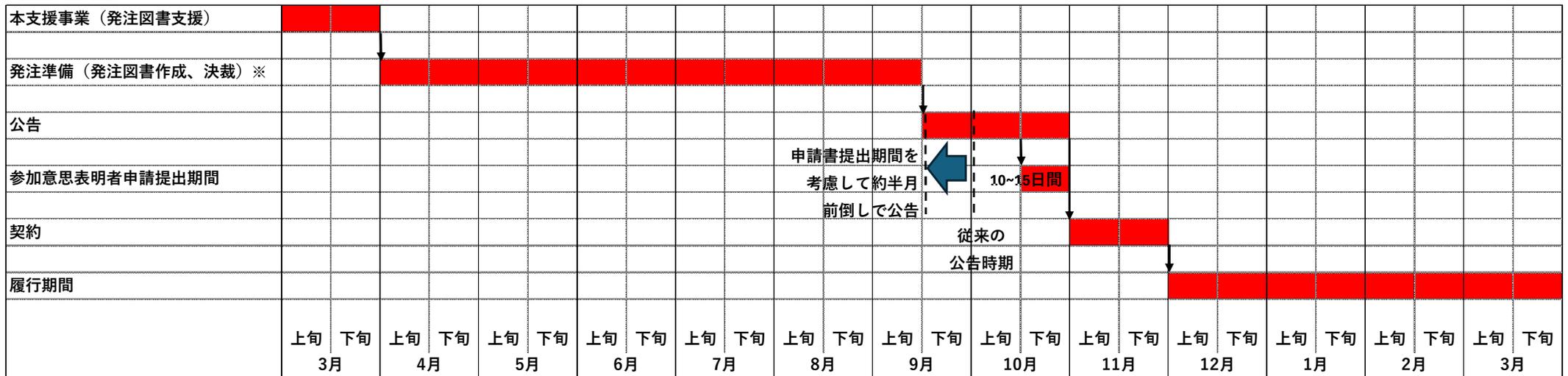
3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(2) 除融雪業務

(参考1) 入札参加意思確認型契約方式

- 二期目以降の道路除雪業務等の発注にあたり、「入札参加意思確認型契約方式」を実施する場合には、参加意思表明者の申請提出期間等を考慮し、従来より前倒しで公告する必要がある。

【除融雪業務】



※必要に応じ、受託者向けの説明会を開催

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(2) 除融雪業務

(参考2) 事業協同組合

- 協会組織の包括契約への参画にあたっては、所管行政庁の許可を得た上で事業協同組合を設立することも1つの手段として考えられる。

【発注関係事務の運用に関する指針(令和7年2月3日改正)】

Ⅱ.1-2(工事入札契約段階)

<個別工事の入札に際しての競争参加者の技術審査等>

工事の内容、地域の実情等を踏まえ、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、工事の経験及び工事成績(以下「施工実績」という。)や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定する。その際、**必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等(官公需適格組合を含む。)**が競争に参加することができる方式を活用する。

事業協同組合(国土交通省HPより)

【目的と事業】

事業協同組合は、組合員である中小企業者が行う事業に関して、**相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行うことにより、中小企業者の経営の合理化と取引条件の改善を図るもの**です。事業協同組合の根拠法規は「中小企業等協同組合法」です。事業協同組合の行う事業は次に例示するように広範であり、組合員のためにする各種の事業を行うことができます。

- (1) 共同生産、共同加工、共同購買、共同受注、共同保証、研究開発等の共同事業(共同経済事業)
- (2) 組合員のための福利厚生施設の設置、組合員に対する事業資金の貸付、組合員の事業に関する債務の保証、組合員の経済的地位の改善のために必要な団体協約の締結等の共同事業

【組合員となる資格】

事業協同組合の組合員となれる者は、**組合の地区内にある小規模の事業者であって、組合の定款で定められた事業を行う者**です。事業者は建設業者のみならず、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他各種の事業を行う者で構成することができます。建設業者のみで構成される組合もあれば、いくつもの業種にまたがって構成される異業種組合もあります。

【設立要件】

事業協同組合を設立するにあたっては、**組合員になろうとする者4人以上が発起人になり、設立総会の開催等一定の手続を経て、定款に定められる組合員の行う事業を所管する行政庁の認可を受けることが必要**です。

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(2) 除融雪業務

- 契約期間は、概略スキーム（案）から変更し単年度契約とする。

表 試行案の決定(4/4)

委員会意見: 青字、
アンケート調査結果: 赤字、ヒアリング調査結果: 緑字

	概略スキーム(案)	初年度の試行案
契約期間	複数年度の協定に基づく単年度契約 (12~3月の4カ月)	単年度契約 (12~3月の4カ月)

除融雪業務における取り組み

- ◆ 以下の事由を根拠として、協会組織が元請となり幹事役を担うことも可能なスキームで市全域の除雪業務及び凍結防止剤散布業務の包括契約を令和7年度から試行(11月下旬契約予定)
 - ・事業者アンケートでも協会主体の包括契約の導入を望む意見が多い
 - ・既存の除雪業務及び凍結防止剤散布業務のほぼ全てを協会会員が実施
 - ・降雪の状況に応じた市全域でのオペや除雪機の融通が必要なため、幹事役としての統括マネジメント業務は協会が担うことが望ましい(個社では調整が困難)
- ◆ 令和7年度の試行では、協会組織が建設業許可を取得することを想定しつつ、幅広く競争性を確保するため混合入札で競争に付し、単体企業やJVと競合する形で競争性・透明性を確保
- ◆ 2期目以降は、1期目の契約の履行状況を鑑み、他の参加希望者の有無を確認の上で、参加者がいない場合に特定者と随意契約を締結する「入札参加意思確認型契約方式」を検討
- ◆ 統括マネジメントに要する費用については、現場管理費率への位置付けで適正な費用計上の工夫を検討

4.実施要領、発注図書(雛型)の確認・助言

(1) 維持管理工事・業務

- 継続検討のため令和8年度以降の試行開始（実施要領・発注図書の整備はなし）

(2) 除融雪業務

- 令和7年度の試行実施に向けて、以下の実施要領、発注図書（雛型）の素案を作成

表 整備する実施要領、発注図書(雛形)

実施要領	入札参加意思確認型契約方式の実施要領
発注図書(雛型)	事業協同組合の競争参加も可能とする公募資料 業務仕様書 委託業務契約書

佐賀県伊万里市における取組事例の紹介 (伊万里市 包括的維持管理業務モデル事業)

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課 入札制度企画指導室
令和7年3月

支援事業者:(株)建設技術研究所

目次

0.	支援の概要	2
1.	概略スキームの設定	5
2.	サウンディング調査	6
3.	試行案(包括範囲、受注体制、契約方法)	13
4.	実施要領、発注図書(雛型)の確認・助言	17
5.	平準化の検討	18

0. 支援の概要

(1) 支援対象事業

- 公共施設等の維持管理事業を対象として、「施工時期の平準化」及び「複数業務の包括発注」に関する入札契約方式の改善を要望

対象事業	公共施設等の維持管理事業
スケジュール	令和7年度より取組を開始
課題	<p>多くの公共施設等の維持管理においては、老朽化に伴う修繕等の増加、地域事業者等の担い手不足や発注者の職員確保に加え、地域コミュニティ力の低下など、課題を踏まえたより良い方策の検討が重要であり、その根本である入札契約方式の改善を図ることで、公共サービスの持続可能性の担保をはじめ、職員の事務量の軽減、施設の長寿命化や品質管理の向上による安全性の確保を図る必要がある。</p> <p>【市の問題認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 入札参加者が少なく、不調・不落のリスクが高い ◆ 技術職員の確保が厳しい中、事務負担が増加 ◆ 長期的・短期的にも業務量の隔たりがある ◆ 発注ロットが小さく非効率(事業者の利益も確保できない) ◆ 地域コミュニティ力の低下、担い手不足が進行
対応案	発注の平準化、複数業務の包括発注、小規模工事への性能発注
その他	<p>H29年度に実証を実施した包括契約では次の課題が挙げられた</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費が300万円/年程度であり事業者が採算を確保できない ◆ 軽微な補修を主な業務内容としていたが、除草等も含めた業務量の確保が必要 ◆ 事業者が市の指示待ちとなれば対応が遅れるため、事業者に主体性を持てる発注が必要

0. 支援の概要

(2) 包括契約の検討

伊万里市の維持管理業務の現状と課題

日常維持管理(清掃・除草等)



高齢化や人口減少による**担い手不足**で、今まで、地域・個人が担っていた部分に対応できなくなる懸念

補修・修繕



専門知識を持った**技術職員の減少**や**膨大な事務量**に伴う職員の**技術的成長機会の減少**により、**迅速で丁寧な対応**が難しい

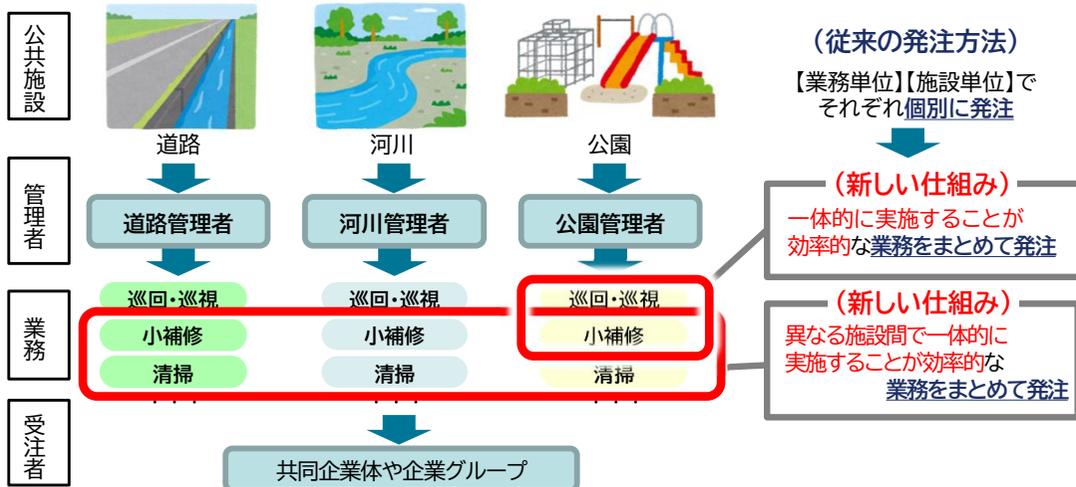
日常の維持管理業務や補修・修繕は、今後、増えることが想定されている。職員にとっては、小規模な契約を多く抱えることとなり、発注の手間・事務処理が増えることから、さらに負担が大きくなることが懸念される。

また、品質(迅速で丁寧な対応)を確保するには、**市職員を中心としたインフラの維持管理**だけでは難しい。

事務量軽減、品質向上を目的とした**新たな仕組み**を検討

包括的民間委託とは

◆ 維持管理業務の新しい仕組み

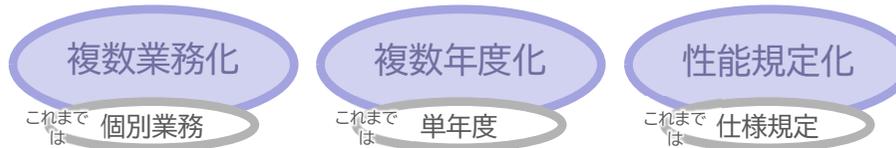


公共施設の維持管理業務において、**複数の業務等をまとめて民間事業者へ委託**するもの

➡ **包括的民間委託** という新しい仕組みです

◆ 包括的民間委託の特徴(概要)

これまでの契約方式と比較し**3つの特徴**があります



【性能規定化とは】業務の具体的な仕様・条件を定めず、受注者の工夫やノウハウを活かして業務を実施できる契約方式で、民間事業者のノウハウが活かされやすくなります。

伊万里市における現在の検討状況

◆ 維持管理業務等に関する包括的民間委託スキーム(案)

【現時点の検討における案です】

当面は道路・橋梁を対象とし、将来的には公園や河川・水路等へも拡大することを想定しています

※現時点では、**委託事業として発注している業務をまとめて一本化して発注**することを想定しています。
※対象施設は、**道路・橋梁**とすることを想定しています。

【凡例】●:対象とする業務、▲:一部を対象とする業務

施設	日常管理									修繕等				
	全体統括	巡回巡視	小補修	道路付属物管理	要望通報対応	清掃	除草	支障木等伐採	樹木管理	浚渫	点検	保守	設計	補修
道路	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	▲
橋梁	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	—	▲	▲	▲	▲
公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
河川水路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
備考	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

◆ 対象エリア(例)



市内を3~4のブロックに区分し**ブロック単位**で導入することを想定しています

0. 支援の概要

(3) 支援の流れ

1. 維持管理業務の現状把握

- 市の維持管理業務の現状（業務内容、実施主体、作業ボリューム等）や課題を整理

【内部調査】

- 維持管理業務の現状や課題整理
- 市職員へのヒアリング調査
- 地元企業へのサウンディング調査（地元企業アンケート）

【外部調査】

- 包括的民間委託の先行事例

2. 包括契約の検討

概略スキームの設定

サウンディング調査（地元企業アンケート）

試行案の決定（包括範囲、受注体制、契約方法）

実施要領、発注図書（雛型）の確認・助言

3. 平準化の検討

平準化の取組サイクルの検討

発注予定の確認、個別案件の調整方法の検討

個別案件の調整方法の試行（事務所ヒアリング）

試行のモニタリング（稼働予定→稼働実績の確認）

取組方針の確認・助言、モニタリングツールの作成

1. 概略スキームの設定

(1) 包括契約の検討

概略スキーム(案)

概略スキーム	
対象施設	道路・橋梁 ➤ 将来的に河川・水路・公園・公共建築物を追加予定
対象業務	維持管理業務等(清掃、除草・伐採、樹木管理)、統括マネジメント ➤ 将来的に直営作業(巡回(補修)、道路付属物管理、道路応急対応等)を追加
対象地区	4地区に分割(中央部、北部、東部、西部) ・初年度は1つの地区で試行 ➤ 将来的に対象地区を拡大
実施体制	共同企業体、事業協同組合等
契約期間	初年度は単年度で試行(1地区) ➤ 試行結果を踏まえて複数年契約を検討



※サウンディング調査の結果によって変更となる場合があります

2. サウンディング調査

(1) 事業者アンケート

① 調査概要

- 市内企業34社を対象として、概略スキーム（案）に対する事業者意見についてアンケートを実施

表 アンケート調査の概要

実施期間	令和6年11月14日(木)から令和6年12月4日(水)まで[21日間]
調査方法	インターネット入力フォーム/アンケート票(紙面)/アンケート票(Word)
対象企業	市内企業34社(回答14社(Web回答3社・紙面回答11社))

表 調査項目

1.回答者(事業者)情報	<input type="checkbox"/> 会社名/本社住所/建設業許可の有無/回答者属性 <input type="checkbox"/> 登録業種/受注希望業種 <input type="checkbox"/> 伊万里市各地区での受注状況
2.維持管理業務の現状について	<input type="checkbox"/> 維持管理業務の現状についての意見
3.新たな発注方式における業務内容等について	<input type="checkbox"/> 「包括的民間委託」について <input type="checkbox"/> 望ましい業務内容について <input type="checkbox"/> 包括的な維持管理業務の望ましい実施範囲について <input type="checkbox"/> 包括的な維持管理業務の望ましい契約期間と実施方法について
4.包括的な維持管理業務の業務実施体制	<input type="checkbox"/> 実施体制についての意見 <input type="checkbox"/> 制度への参画意向 <input type="checkbox"/> 新たな取組みについての意見
5.インフラの維持管理全般に関する意見(自由回答)	

2. サウンディング調査

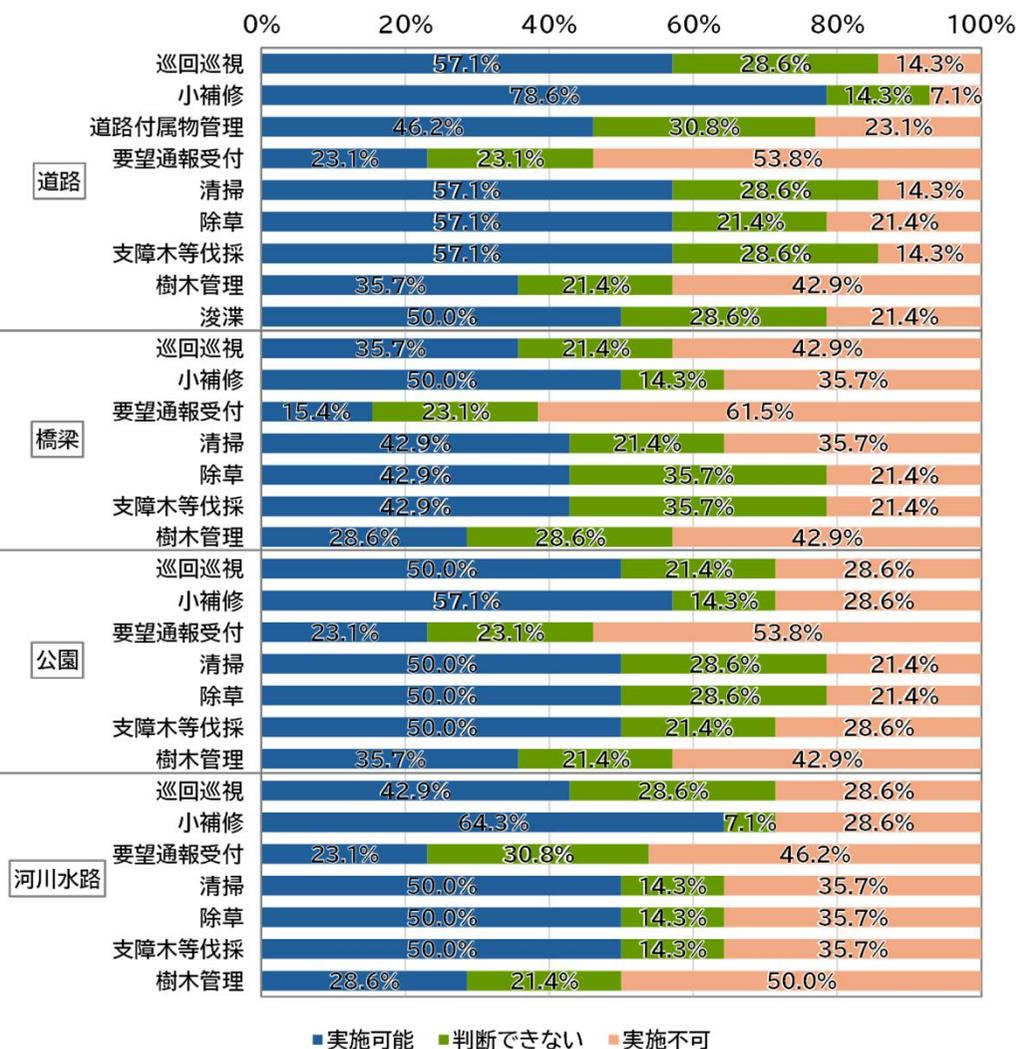
(1) 事業者アンケート

② 調査結果

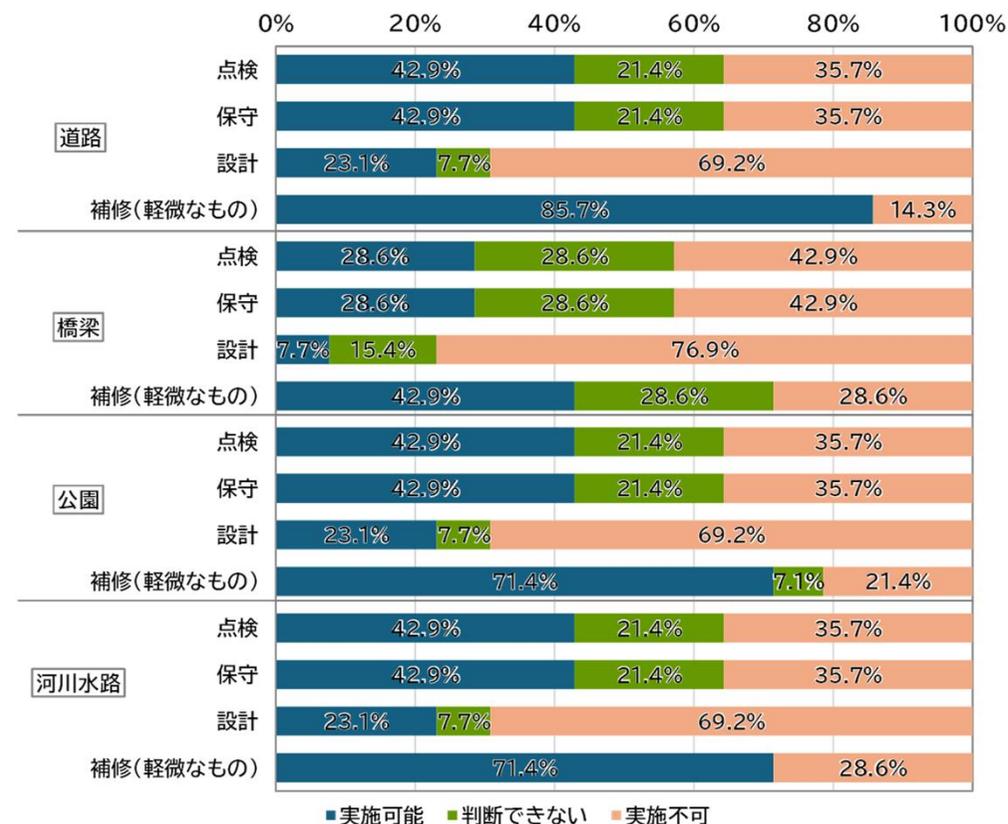
対象業務

- 日常管理：「巡回巡視」、「小補修」、「清掃」、「除草」等の業務は、概ね実施可能が多く、「要望通報受付」、「樹木管理」は実施不可が多い
- 修繕：「補修」は実施可能、「設計」は実施不可が多い

【日常管理】



【修繕】



2. サウンディング調査

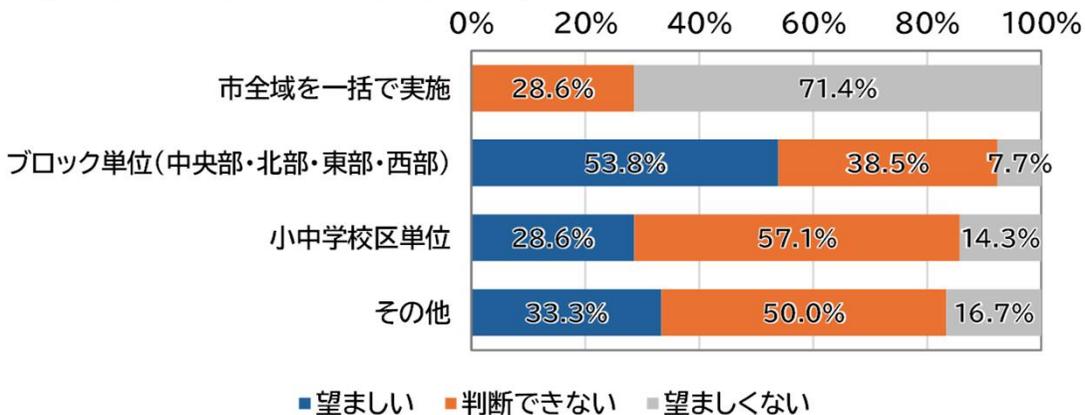
(1) 事業者アンケート

② 調査結果

- 対象範囲として、「市全域を一括で実施」は望ましくないという回答が全体の71.4%を占め、「ブロック単位」での実施を希望する回答が53.8%と多い。
- 具体的な実施範囲としては、全て町別が望ましいという回答であり、総じて狭域での実施が望まれていると考えられる。

対象地区

【包括契約の対象範囲】



【具体的な実施範囲】



自由意見

市全域の一括実施に関する意見

- 市全域だと範囲が広すぎ対応が出来ない。

ブロック単位(中央部・北部・東部・西部)に関する意見

- 地域と密着して業務が出来ると思うから
- 対応できる範囲に限られる

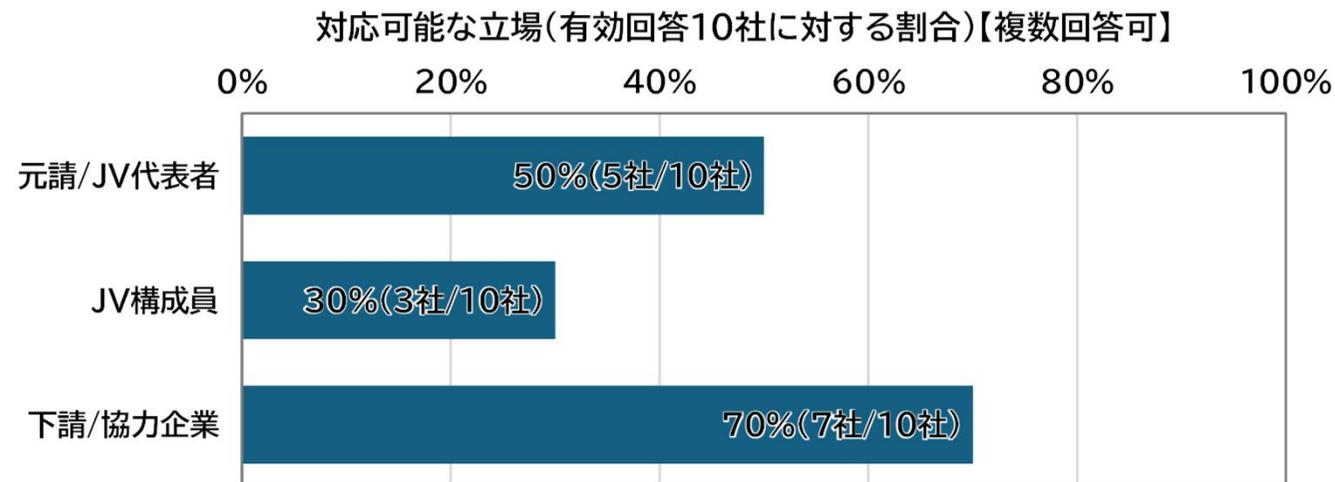
2. サウンディング調査

(1) 事業者アンケート

② 調査結果

- 「元請/JV代表者」の立場での従事が可能と回答した企業は5割、「下請/協力企業」の立場での従事が可能と回答した企業が7割となっている。
- 自由意見では、単体企業での実施を望む意見も挙げられている。

実施体制



自由意見

- 単体企業で協力事業者を選定して実施する方が効率的になると思う。
- 単体企業がよい。
- 単体企業のみで実施できる体制がよい。
- 責任の所在が明確な体制にする必要がある。

※全回答14社のうち、本設問に対して「分からない」と回答した4社を除く10社を対象に整理

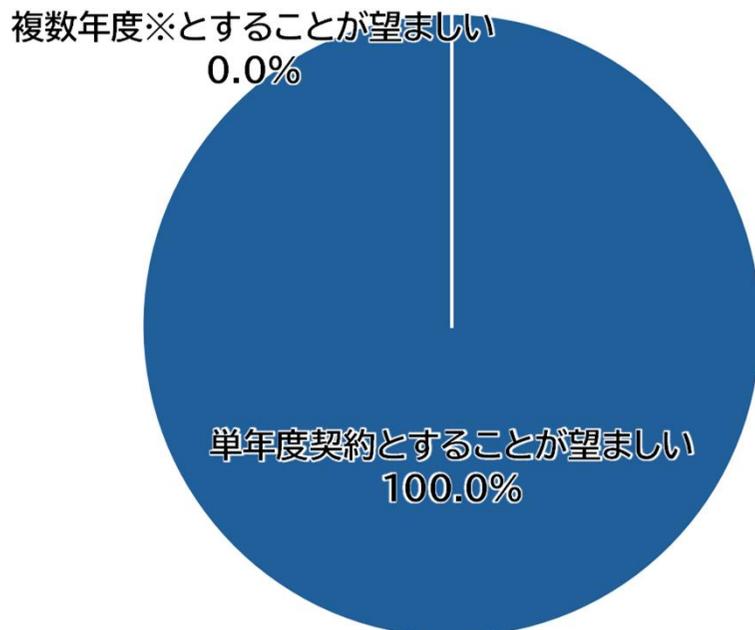
2. サウンディング調査

(1) 事業者アンケート

② 調査結果

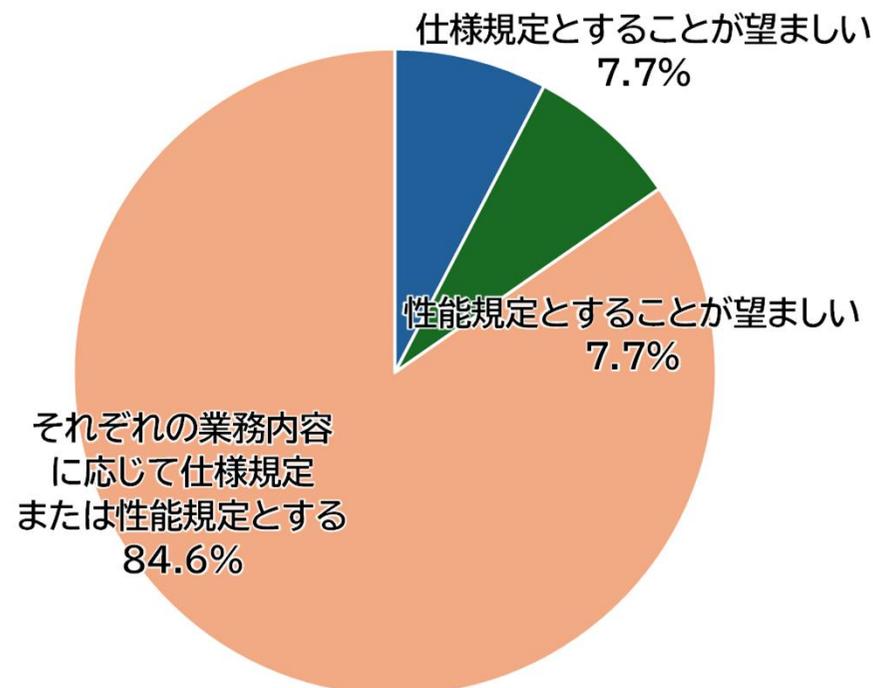
- 契約期間については、全ての企業から「単年度契約をすることが望ましい」との意見が回答されている。
- 性能規定化については、「それぞれの業務内容に応じて仕様規定または性能規定とする」を望む意見が84.6%であり、性能規定化を受け入れる余地がある回答結果が見られる。

契約期間



※伊万里市の場合、3～5年が想定される

性能規定化



2. サウンディング調査

(2) 事業者への追加ヒアリング

① 調査概要

- アンケートにおいて詳細を確認するため、包括契約の導入に意欲のあり維持管理の実績が豊富な事業者を市と協議して選定し、ヒアリングを実施した。

表 ヒアリング調査の概要

実施期間	令和7年2月3日(月)
対象企業	市内企業:2社 ・A社:実施体制に関し、他社との協働を望む意見を挙げた企業 ・B社:実施体制に関し、単体対応を望む意見を挙げた企業
実施方法	対面
主なヒアリング項目	1. 維持管理業務の現状 2. 業務内容 3. 対象地区 4. 契約年数 5. 実施体制 6. その他意見・要望

2. サウンディング調査

(2) 事業者への追加ヒアリング

② 調査結果

- 単体対応を望む企業からは、現状から乖離しない範囲のスモールスタートが望まれている。

表 ヒアリング調査結果要旨

ヒアリング項目	A社(他社との協働を望む意見を挙げた企業)	B社(単体対応を望む意見を挙げた企業)
1. 維持管理の現状	● 維持管理業務の担い手不足が顕在化	● 県業務(河川)の包括契約も受注経験がある
2. 業務内容	● 既存業務の受注者が担い手となることが基本 ⇒自社であれば各社と調整して対応可能 ● 通報対応は、企業に裁量を与えたほうがやり易い	● <u>公園の樹木・植栽管理や遊具の点検、橋梁の点検は専門性が高いため単独での対応が困難</u> ● <u>通報対応は経験がないため市の実施が望ましい</u>
3. 対象地区	● 市内を東西で2分割する案も考えられる ⇒各社の組み合わせや分担の調整が必要 ● <u>定着するまでは、エリア区分ではなく路線単位等で分けるほうが無難</u>	● 河川や道路のみ等の施設単体を対象とするならば広域でも対応可能だが、 <u>全ての業務を対象とするのであれば狭いエリアが望ましい</u>
4. 契約年数	● 複数年契約の場合は <u>四半期毎の部分払が必要</u>	● 複数年度とすると、契約変更が難しく金額が固定化されることが懸念されるが、 <u>部分払があれば対応の余地はある</u>
5. 実施体制	● 従来、 <u>維持管理業務を担ってきた事業者で対応していくことを想定</u> ● <u>JVは事務手間が余分にかかるため望まない</u>	● <u>自社単独で実施することを想定</u> (ただし、道路舗装等は下請で対応)
6. その他意見	● 維持業務は <u>歩掛が合わないため見積対応を希望</u>	

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(1) 試行案の決定

- 対象施設は、当初の概略スキーム(案)どおり(道路・橋梁)とする。
- 対象業務は、専門性の高い樹木管理を除く業務を包括化することが考えられるが、統括マネジメント業務の扱いは実施体制と併せて継続検討する。

表 試行案の決定(1/4)

 アンケート調査結果: 赤字 ヒアリング調査結果: 緑字
 委員会意見: 青字

	概略スキーム(案)	初年度の試行案
対象施設	道路・橋梁 ・将来的に河川・水路・公園・公共建築物を追加	道路・橋梁 ・施設単体を対象とするならある程度の広域化は可能【P13】 ⇒概略スキーム(案)のとおりとする。
対象業務	清掃、除草・伐採、樹木管理、統括マネジメント ・将来的に直営作業(巡回(補修)、道路付属物管理、道路応急対応等)を追加	【継続検討】清掃、除草・伐採、統括マネジメント ・アンケートでは、「樹木管理」の対応について 実施不可の回答が多い【P8】 ・公園の樹木・植栽管理や遊具の点検、橋梁の点検は専門性が高い【P13】 ・自社であれば各社と調整して対応可能【P13】 ⇒対応に難色を示す意見が多い「樹木管理」は対象から除外 ⇒単体対応を望む企業が多いため、統括マネジメントの扱いは実施体制と併せて継続検討

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(1) 試行案の決定

- 単体対応を想定する企業が多く、現状業務からの大幅な地区拡大は望まれていないため、エリアで分けるのではなく対象路線を選定して包括契約を試行する。

表 試行案の決定(2/4)

委員会意見: 青字
アンケート調査結果: 赤字 ヒアリング調査結果: 緑字

	概略スキーム(案)	初年度の試行案
対象地区	<p>4地区に分割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中央部」、「北部」、「東部」、「西部」 ⇒初年度は1つの地区で試行し、地区を拡大 	<p>【継続検討】特定路線で試行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市全域を一括で実施」は望まれておらず、「ブロック単位」での実施を希望する意見が多い(具体的には町別を望む回答が多い)【P9】 ・定着するまでは、エリア区分ではなく路線単位等で分けるたほうが無難【P13】 <p>⇒対象路線を選定して包括化を試行</p>

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(1) 試行案の決定

- 単体対応を除く意見が多く、JVや協会等の関与を想定した事業協同組合等の実施体制を想定する企業は一部のみである。
- 最終的には、JVや事業協同組合のみではなく単体も認めた競争参加資格での発注することが考えられるが、選択されうる実施体制により対象業務や対象地区のスキームを見直す必要があるため、地元企業の理解を深めながら継続検討とする。

委員会意見: 青字

表 試行案の決定(3/4) アンケート調査結果: 赤字 ヒアリング調査結果: 緑字

	概略スキーム(案)	初年度の試行案
実施体制	共同企業体、事業協同組合等	<p>【変更】単体、共同企業体、事業協同組合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「元請/JV代表者」で従事可能と回答した企業は5割、「下請/協力企業」で従事可能と回答した企業が7割となっている。また、単体企業での実施を望む意見も挙げられている。【P9】 ・維持管理業務を担ってきた事業者で対応していくことを想定【P13】 ・JVは事務手間が余分にかかるため望まない【P13】 <p>⇒単体を含めた混合入札を想定</p>

3. 試行案の決定(包括範囲、受注体制、契約方法)

(1) 試行案の決定

- 契約期間についてはアンケート及びヒアリングにおいて、設備投資等を考慮し複数年を希望する意見が多かったが、試行時は不確実性が高いため、単年度契約でスモールスタートする。

表 試行案の決定(4/4) アンケート調査結果:赤字 ヒアリング調査結果:緑字 委員会意見:青字

	概略スキーム(案)	初年度の試行案
契約期間	初年度は単年度で試行(1地区) ▶ 試行結果を踏まえて複数年契約を検討	【変更】初年度は単年度で試行 ・ 全ての企業から「単年度契約をすることが望ましい」との意見が回答【P11】 ・ 複数年契約とした場合は部分払いを求める意見あり【P13】 ⇒試行は単年度から開始

包括契約の導入に向けた取り組み

- ・サウンディング調査結果では、単体対応を望む意見が多く、現状から大幅な乖離のない専門性が低い業務や狭域での実施等の包括契約の実施が望まれている。
- ・このため、**包括契約に前向きな企業が現在実施している業務・工区を対象とした局所的な試行を令和8年度より実施することを目指し、継続検討**とする。
- ・並行して、路線の特性や重要度に応じた路線区分の設定及び管理水準の具体化・明示を進める。
- ・同時に将来的に包括契約の推進していくために現在単体対応を望んでいる地元企業に対する理解促進を働きかけていく。

4.実施要領、発注図書(雑型)の確認・助言

- 継続検討のため令和8年度以降の試行開始（実施要領・発注図書の整備はなし）

5. 平準化の検討

(1) 平準化の取組サイクルの検討

- 施工時期の平準化は、「P：目標設定」、「D：取組の実施（発注予定の確認、個別案件の工期調整）」、「C：モニタリング」、「A：改善」のPDCAサイクルを年度単位で回して取り組むことを基本的な方針とし、各ステップの実施手順を検討した。

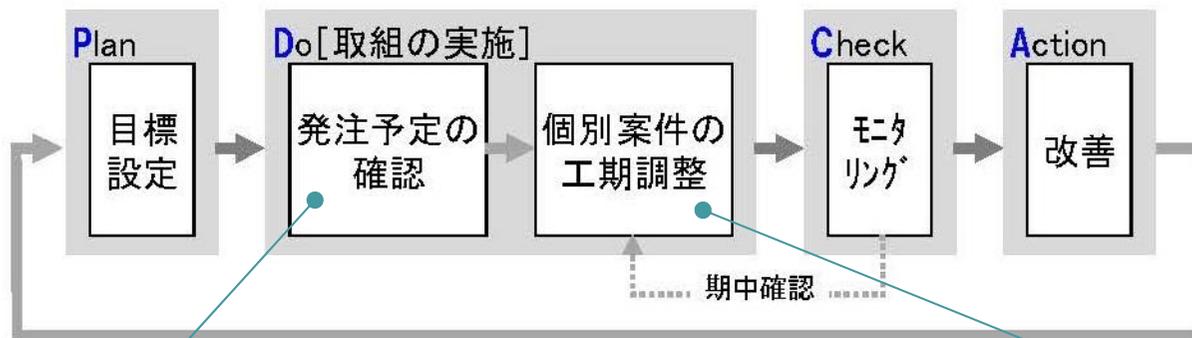
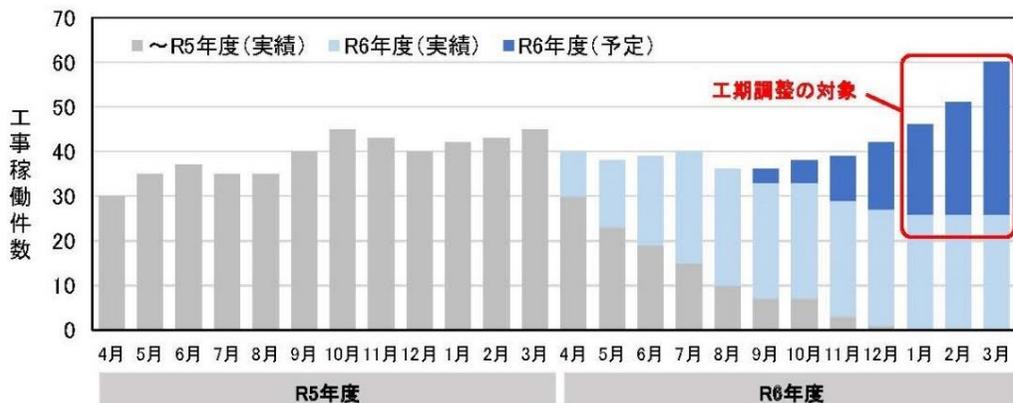


図 施工時期の平準化の取組サイクル

- 月別の稼働予定を「見える化」し、工期調整の対象案件を選定
- 年度途中に実際の発注状況を踏まえた追加の工期調整が行えるよう、実績と予定の併記により稼働状況を表現



施工時期の平準化に向けた取組

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
⇒ 新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

公共工事における1年間の工事出来高の状況



繁忙期は業務量が多く、人材不足や長時間労働が懸念される一方、閑散期は業務量が少なく、労働者の収入が不安定となる

施工時期の平準化に関する国土交通省の取組

- ・平準化に向けた「さしすせそ」の推進、事例集の公表
- (さ) 債務負担行為の活用
- (し) 柔軟な工期の設定
- (す) 速やかな繰越手続
- (せ) 積算の前倒し
- (そ) 早期執行のための目標設定
- ・施工時期の平準化の取組状況についての「見える化」
- ・市議会議長会等を通じた働きかけ
- ・関係省庁と連名で取組の推進を地方公共団体へ要請

都道府県の平準化率 R4年度0.80

※平準化率の定義：4～6月期の月平均工事稼働数/年間の月平均工事稼働数

施工時期の平準化により期待される効果

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

5. 平準化の検討

(2) 取組方針(支援事業者案)

① 目標設定【Plan】

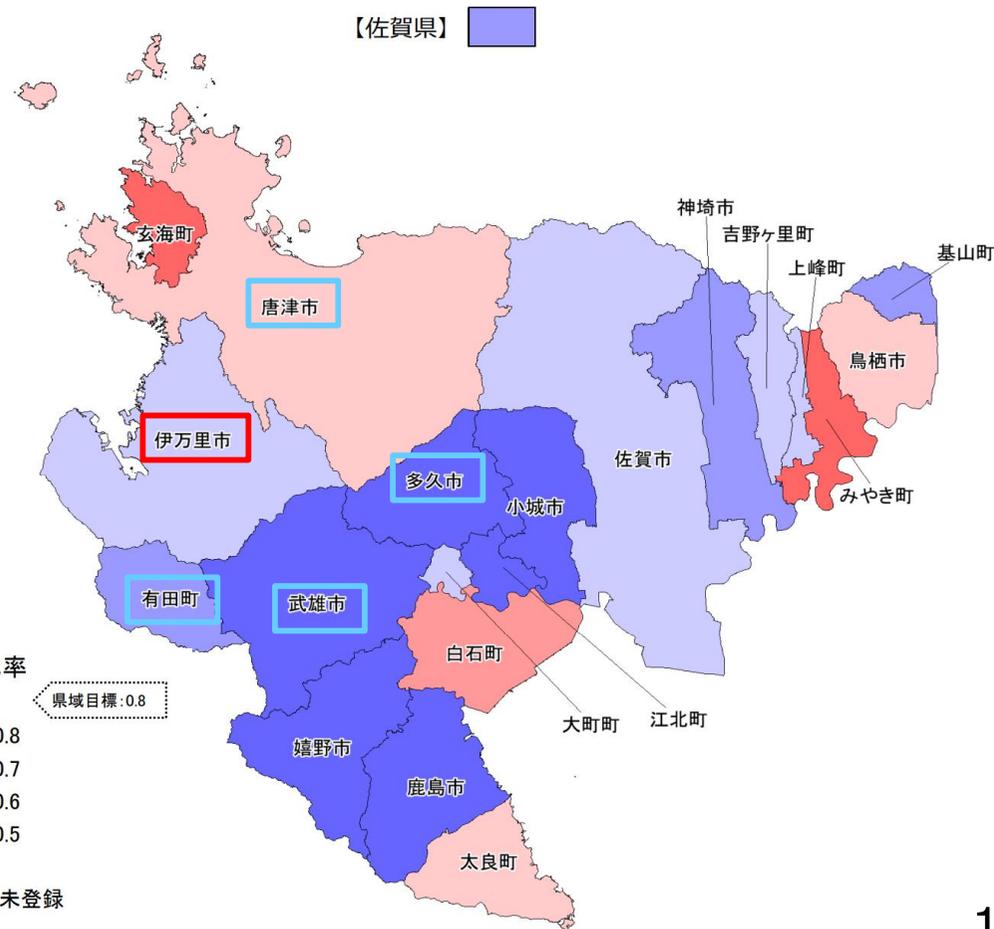
- 平準化の取組状況は、国土交通省が示す「**平準化率 = 4～6月期の月あたり平均稼働件数 ÷ 年度全体の月あたり平均稼働件数**」で評価する。
- 目標値は、県域目標や隣接する市村の市町の取組状況（令和4年度実績）を鑑み「**平準化率0.8以上**」に設定する。

佐賀県	0.78
	⊕⊗⊘⊙⊚

佐賀市	0.62	伊万里市	0.62	嬉野市	0.85	上峰町	0.61	大町町	0.61
唐津市	0.55	武雄市	0.88	神埼市	0.72	みやき町	0.39	江北町	0.88
鳥栖市	0.53	鹿島市	0.97	吉野ヶ里町	0.67	玄海町	0.39	白石町	0.45
多久市	0.84	小城市	0.81	基山町	0.77	有田町	0.78	太良町	0.55
	⊕⊗⊘⊙⊚		⊕⊗⊘⊙⊚		⊕⊗⊘⊙⊚		⊕⊗⊘⊙⊚		⊕⊗⊘⊙⊚

【備考】・人口10万以上の市については市名に下線を付記(出典:総務省「令和2年国勢調査」)
 (上段)・平準化率:4～6月期の月平均工事稼働数/年間の月平均工事稼働数
 ・「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出(令和4年度実績、1件当たり500万円以上)
 (下段)・令和5年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和5年7月1日時点)による「さしすせそ」の取組状況(令和4年度の実績)

出典：地方公共団体における平準化の状況【令和6年3月：国土交通省不動産・建設経済局建設業課】
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001582512.pdf>

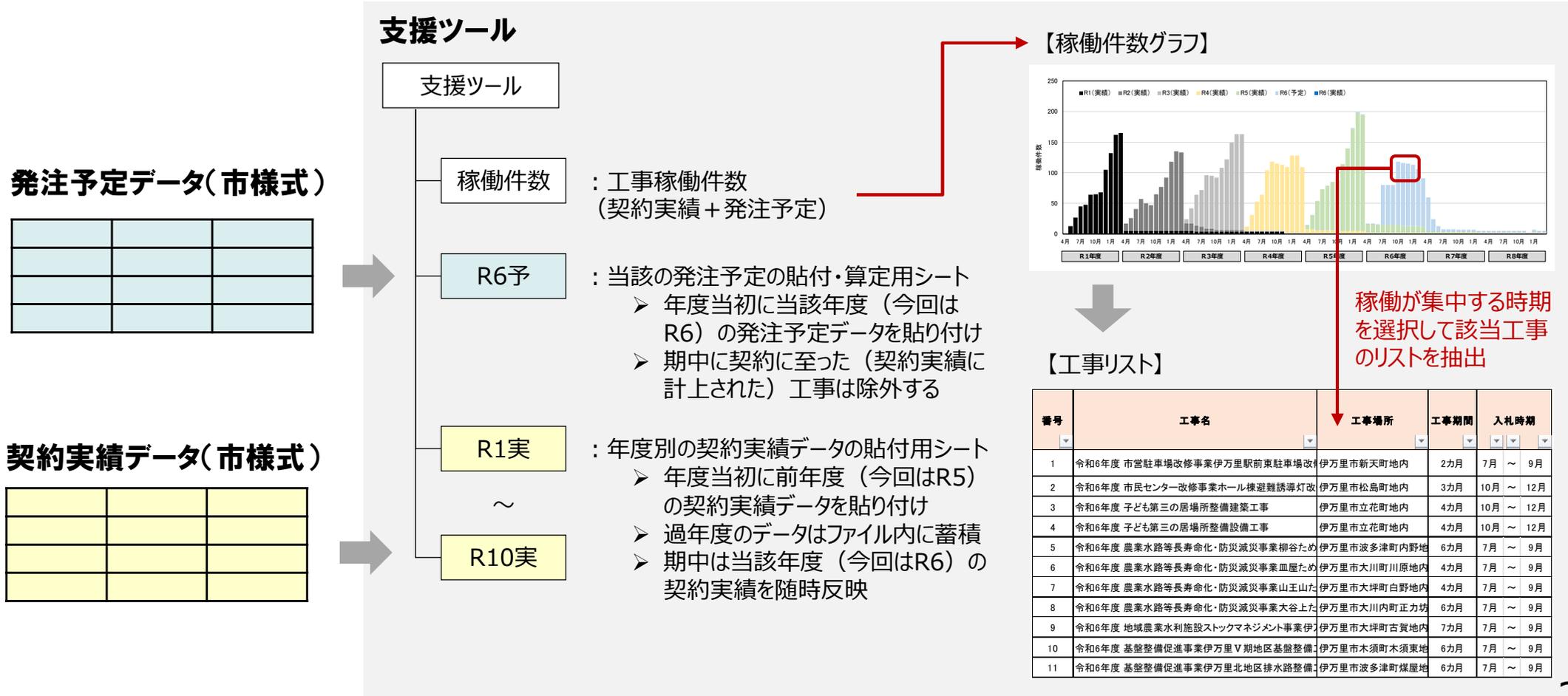


5. 平準化の検討

(2) 取組方針(支援事業者案)

② 取組の実施(発注予定の確認/個別案件の工期調整)【Do】

- 工事稼働件数が集中する時期を見える化し、集中月の発注工事リストを出力できる**支援ツール(エクセル)**を作成して市に提供した。
- 支援ツールには、**市の既存フォーマットデータ(発注予定データ、契約実績データ)**を取り込む仕様として、市職員が直営でデータ更新ができる形式とした。



5. 平準化の検討

(2) 取組方針(支援事業者案)

② 取組の実施(発注予定の確認/個別案件の工期調整)【Do】

- 職員へのヒアリングを踏まえ、個別案件の工期調整の実施にあたっての基本的な考え方を整理するとともに、取組を実施する上での留意事項に関するチェックリストを作成した。

取組方針(案)

i) 調整の実施時期

- 当初調整は、4月の発注予定の公表に向けて1月(予算内示後)～2月(各課照会期間)に実施する。
- 期中調整は、工事発注実績を踏まえて四半期毎(7月、10月、1月)に実施する。

ii) 調整対象の選定

- 工期調整の余地が小さな以下の事業は当初工期のままに固定し、その他の工事を対象に工期調整を行う。
 - ・緊急性が高い施設の復旧・補強に関する事業
(例：災害復旧)
 - ・施工時期が限定される事業
(例：渇水期施工、学校の夏季休暇等の施設稼働期を避けた施工、農作物の収穫期等を避けた施工)
 - ・事業の後工程のクリティカルとなる事業
 - ・予定工期が長く工期調整が稼働件数の平準化につながりにくい事業

iii) 工期調整の実施にあたっての留意事項

- 前 ii) を踏まえて選定した工事を対象に個別案件の工期調整を実施し、その実施時期に応じて平準化の推進に関する以下の取組の活用を検討する。
 - ・当初調整：(さ)債務負担行為の活用、(せ)積算の前倒し
 - ・期中調査：(す)速やかな繰越手続き



留意事項チェックリストを活用

5. 平準化の検討

(2) 取組方針(支援事業者案)

② 取組の実施(発注予定の確認/個別案件の工期調整)(D0)

施工時期の平準化の取組にあたってのチェックリスト

【さ】債務負担行為の活用

【解説】

債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。

通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。

また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。

※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

【取組の選定・実施にあたってのチェックポイント】

- 債務負担行為等の活用による施工時期の分散が期待できるか。⇒債務負担行為の活用を検討
- ゼロ債務負担を活用する場合は、前年度末までに工事発注準備（協議・調整、設計、積算）が完了可能か。
 - ・敷地内への仮設置について、地権者との施工時期及び仮設内容の調整が済んでいるか。
 - ・交差するインフラ施設や輻輳する事業について、発注予定工事との取り合い等に関する関係機関協議が済んでいるか。

【す】速やかな繰越手続き

【解説】

悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続きを開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

【取組の選定・実施にあたってのチェックポイント】

- 工期内に発生した条件変更等について、その発生時点で工期の変動見込みを把握しているか。
 - ・必要工期が当該年度を跨ぐ場合：その時点で繰越手続きを執行して工期を変更
 - ・必要工期が当該年度に収まる場合：工期変更のみ

【せ】積算の前倒し

【解説】

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注を行うことができます。

【取組の選定・実施にあたってのチェックポイント】

- 年度当初の早期発注のために、年度内の工事発注準備（協議・調整、設計、積算）が完了可能か。
 - ・敷地内への仮設置について、地権者との施工時期及び仮設内容の調整が済んでいるか。
 - ・交差するインフラ施設や輻輳する事業について、発注予定工事との取り合い等に関する関係機関協議が済んでいるか。
- 「【さ】債務負担行為の活用」においてゼロ債を活用する場合も積算の前倒しの可能性を検討する。

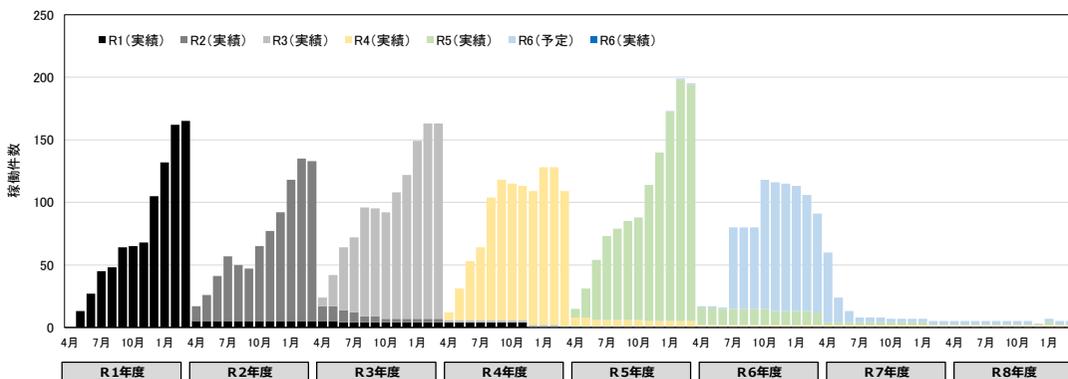
5. 平準化の検討

(2) 取組方針(支援事業者案)

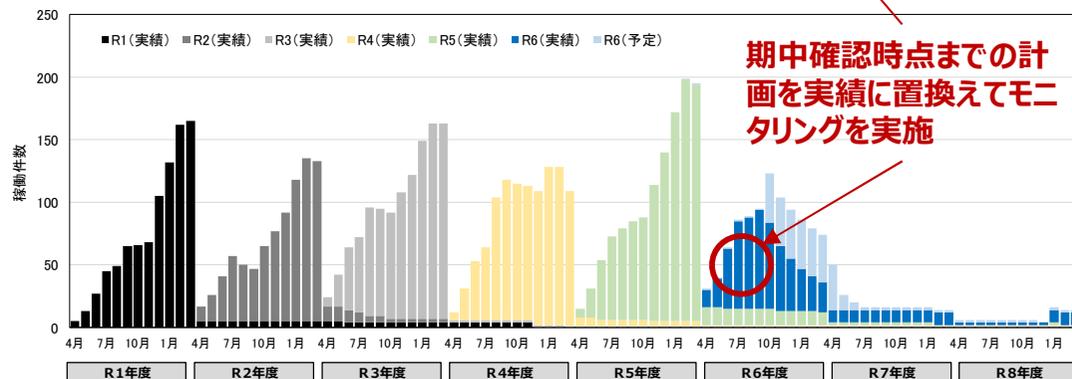
③ モニタリング【Check】

- 期中のモニタリングは**年度当初に作成した支援ツールの内容を更新し、期中時点の見通を観測**する。
⇒稼働件数の集中が再び確認された場合は再度工期調整を実施

R1～5年度実績 + R6年度予定



R1～5年度上期実績 + R6年度下期予定



※上図はイメージ

④ 改善【Action】

- 通年の稼働件数の状況を更新・確認するとともに、**目標値（平準化率0.8以上）の達成状況を確認**する。
- 上記の通年結果を踏まえて、**必要な改善を講じて翌年度の取組方針（案）を見直し**する。

入札契約制度の改善を支援する事業を選定 ～地方公共団体における入札契約制度の改善推進の取組を支援～

国土交通省は、多様な入札契約方式の導入、入札契約適正化の取組推進など、入札契約制度に課題を抱える地方公共団体の取組を支援する「入札契約改善推進事業」について、2つの案件を選定し、今後支援を進めていくこととしました。

- 国土交通省では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において「多様な入札及び契約の方法」が位置づけられていることや、同法第22条において国等は発注関係事務を適切に実施することができる者の活用の促進等を行うよう努めなければならないとされていることを踏まえ、地方公共団体における入札契約制度の改善推進に向け、「入札契約改善推進事業」※1として支援を行っています。

※1 今回の募集概要は、下記URLを参照ください（募集期間：1月16日～2月20日）。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00273.html

- 外部有識者※2の意見を踏まえ、以下のとおり、2つの案件を選定しましたのでお知らせします。

※2 入札契約改善推進事業選定・推進委員会（令和7年3月11日開催） 外部有識者委員（敬称略）

小澤 一雅	政策研究大学院大学教授
大森 文彦	弁護士・東洋大学名誉教授
古阪 秀三	立命館大学 OIC 総合研究機構グローバル MOT 研究センター客員教授

- 支援案件については、今後は、国土交通省において別途選定・契約を行う支援事業者を地方公共団体に派遣し、外部有識者の助言も得ながら支援を進めてまいります。

1. 今回選定された支援案件

地方公共団体	支援対象事業
新潟県胎内市	生涯学習施設建設事業
石川県珠洲市	令和6年能登半島地震の復旧工事の早急かつ着実な実施

2. 今後の予定

4月上旬	支援事業者の公募
5月下旬	支援事業者の選定
6月下旬～令和8年3月	入札契約改善推進事業による支援の実施

<問い合わせ先>

不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室 安達、横野
電話 03-5253-8111（内線 24726、24704）、直通 03-5253-8278

入札契約適正化に係る相談窓口

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 入札制度企画指導室
令和7年3月21日

入札契約適正化に係る相談窓口

- 入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言等を行う相談体制を設置。
- 相談者の所在地に対応する各地方整備局にて各種相談受付。

(注) 個別の紛争等について見解を示す趣旨のものではありません。
ご相談の内容によっては、回答に一定の時間を要することがあります。

国土交通省本省建設業課・地方整備局等における相談体制

地方公共団体の入札契約担当者向け

入札契約適正化相談窓口※

～入契適正化法に基づく地方公共団体の取組の普及浸透をサポート～

入札契約適正化法に基づく各種取組に関する一般的な相談やワンポイントアドバイスについて
電話・メールで都度受付

個別案件の入札契約方式等に関して、具体的な助言等を相談シートにて受付（メール受付）

※従来の「入契ワンポイントナビ」、「入札契約改善アドバイザー」、「平準化推進ヘルプデスク」を統合

建設業者、一般の方向け

建設業フォローアップ相談ダイヤル

法令解釈等に関する問合せを電話・メールにて受付

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

※問い合わせ先（電話番号・メールアドレス）が異なりますのでご注意ください

主に大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反の通報を受付
(建設業者、一般の方向け)

国土交通本省 電話 03-5253-8278

メール hqt-tokenyuki@gxb.mlit.go.jp

北海道開発局 電話 xx-xxxx-xxxx

メール ●●●●●●●● @gxb.mlit.go.jp

東北地方整備局 電話 xx-xxxx-xxxx

メール ●●●●●●●● @gxb.mlit.go.jp

関東地方整備局 電話 xx-xxxx-xxxx

メール ●●●●●●●● @gxb.mlit.go.jp

北陸地方整備局 電話 xx-xxxx-xxxx

メール ●●●●●●●● @gxb.mlit.go.jp

中部地方整備局 電話 xx-xxxx-xxxx

メール ●●●●●●●● @gxb.mlit.go.jp

近畿地方整備局 電話 xx-xxxx-xxxx

メール ●●●●●●●● @gxb.mlit.go.jp

中国地方整備局 電話 xx-xxxx-xxxx

メール ●●●●●●●● @gxb.mlit.go.jp

四国地方整備局 電話 xx-xxxx-xxxx

メール ●●●●●●●● @gxb.mlit.go.jp

九州地方整備局 電話 xx-xxxx-xxxx

メール ●●●●●●●● @gxb.mlit.go.jp

沖縄総合事務局 電話 xx-xxxx-xxxx

メール ●●●●●●●● @ogb.cao.go.jp

※地方整備局等の窓口の連絡先は4月以降に確定

入札契約適正化相談窓口

発注者のマンパワー不足、厳しい工期、コストの抑制など、事業の課題を解決するため、入札契約の取組改善、新たな入札契約方式の導入・活用を検討・実施している地方公共団体を対象に国土交通省（本省・地方整備局等）が入札契約方式等の円滑な活用に向けたアドバイス等を実施します。

概要

対象者：地方公共団体（都道府県または市区町村）

送付先：国土交通省各地方整備局等「入札契約適正化相談窓口」担当

（相談元自治体に対応する地方整備局等または国土交通省本省へご連絡ください。）

メールアドレス：別紙参照

相談内容（例）

- 事業等の課題に応じた入札契約方式を導入・活用したいが、入札契約方式のメリット・デメリットや適用にあたって留意すべき点などがあれば教えて欲しい。
- ECI方式を導入したいが、優先交渉権者を選定に向けた技術提案書の評価項目の設定方法が分からない。
- 市の入札担当は事務職のみであり、工事や積算に関して不明点を相談したい。
- 同程度の規模の自治体における、施工時期の平準化「さしすせそ」の取組を紹介してほしい。

相談フロー



- ・入札契約適正化に係る一般的な相談等は、電話・メールにて受付けます。
- ・個別具体的な案件についてのご相談は「相談シート」に相談内容などの必要事項を記載の上、国土交通省地方整備局等の上記担当者のメールアドレスまで送信下さい。
- ・国土交通省（地方整備局等）が相談を受付後、回答や課題解決に向けたアドバイスを実施いたします。（相談の受付状況・相談内容によっては、回答までに時間がかかる場合があります。）